



岩手県文化芸術振興指針



平成20年12月

岩手県



幸い、岩手には、美しい自然や景観、縄文から受け継がれる歴史とともに、石川啄木や宮沢賢治に代表される文学の世界、鹿踊りや神楽舞などの伝統芸能といった「文化的魅力」や平泉文化に代表される「平和に対する普遍の価値観」など、世界に誇れる豊かな文化、豊かな心があります。

このような素晴らしい特長を地域の力として一層発揮していくためには、文化芸術の更なる振興を図り、その価値を県民の皆様に改めて認識し、実感していただく。そして、地域をはじめとする関係者が一丸となって守り伝え、育っていく。さらには、その素晴らしさを国内外の人々に広く理解していただき、世界の中での岩手の地位の確立を目指していく。こうした一連の取組が必要であると考えます。このことによって、県民一人ひとりが、尊い支え合いの精神をもって、豊かで活力ある地域社会の一員として暮らしていくことができるものと確信しています。

県といたしましても、文化芸術のより一層の振興のため、この指針に掲げた4つの主な施策方向に基づき、これまで以上に力を注いで参りたいと考えておりますので、県民の皆様におかれましても、文化芸術活動への積極的な御参加と御支援をお願いいたします。

最後に、本指針の策定に当たり、御尽力くださいました岩手県文化芸術振興審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

平成20年12月

岩手県知事

【岩手県文化芸術振興指針目次】

| | | |
|--------------------------------------|------------------|-----|
| I 岩手県文化芸術振興指針の策定の目的等 | | p1 |
| 1. なぜ、今改めて文化芸術振興なのですか? | ～指針策定の目的～ | |
| 2. 文化という言葉はあいまいだと思いますが? | ～対象とする文化芸術の範囲～ | |
| 3. 指針って何を定めているのですか? | ～指針の位置付け～ | |
| 4. 5年では、何も変わらないと思いますが? | ～指針の目標設定期間～ | |
| 5. 基本的な考え方は何ですか? | ～文化芸術振興の基本理念と方策～ | |
| II 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点 | | p5 |
| III 各分野の目指すべき姿と課題の解決 | | p9 |
| 1. 芸術・芸能分野 | | |
| 2. 伝統文化分野 | | |
| 3. 生活文化分野 | | |
| 4. 景観 | | |
| IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向 | | |
| 1. 文化芸術の一層の振興を図るためのポイント | | p21 |
| 2. 主な施策の方向 | | p25 |
| (1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 | ～彩る～ | |
| (2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 | ～楽しむ～ | |
| (3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援 | ～育む～ | |
| (4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成 | ～つなぐ～ | |
| 3. 県民が一体となった文化芸術の振興 | | p33 |
| V 5年後の姿と実施効果の評価 | | |
| 1. 5年後の姿 | | p39 |
| 2. 実施効果の評価 | | p41 |
| ○ 岩手県文化芸術振興指針の骨子 | | p45 |
| [資料編] | | |
| 資料1 岩手県文化芸術振興基本条例 | | p51 |
| 資料2 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要 | | p56 |
| 資料3 県の施策に関する県民意識調査結果の概要 | | p62 |
| 資料4 文化芸術振興に関する意識調査結果の概要(市町村・芸術文化団体等) | | p65 |
| 資料5 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿 | | p75 |
| 資料6 岩手県文化芸術振興審議会における指針審議経過 | | p76 |
| 資料7 指針策定に当たっての意見募集結果 | | p77 |

I 岩手県文化芸術振興指針の策定の目的等

県では、文化芸術の一層の振興を図るため、今後5年間で実現すべき目標を定めるとともに、その実現に向けての活動の方向性を岩手県文化芸術振興指針として取りまとめました。

もとより、文化芸術の振興は県民のみなさん一人ひとりの活動に基礎を置くものですが、その活動を支えるためには、十分な情報提供と民間団体・企業、市町村、県等が協力し合って支援していくことが必要です。

この指針は、これらの進め方について定めたものです。

1 なぜ、今改めて文化芸術振興なのですか?

～指針策定の目的～

平成20年3月、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会づくりを目指して、岩手県文化芸術振興基本条例が制定されました。

近年、全国のみならず岩手でもさまざまな社会経済問題が発生しており、その解決のために、「自然とともに生きる考え方」や「人々や地域の絆」の大切さが改めて求められている時代であるともいえます。

このような中、豊かな自然風土と交流によって導かれ、時代を超えて受け継がれ、その時を彩ってきた岩手の文化芸術は、豊かな社会を築く大きな可能性と力を秘めていると考えます。

その一方、経済や社会のグローバル化が進展する中で、本県が自立した地域として発展していくため、こうした岩手の文化や心を積極的に情報発信し、国内外にその評価を定着させていくことによって、岩手の文化的魅力や道義的信頼を高めていくことも必要です。

このような認識に立って、岩手の文化芸術の価値を広く認め合い、継承し、発展させていくことが人々や地域の結びつきを強め、尊い支え合いの社会の実現につながるという考えのもとに、文化芸術の一層の振興を目指して、この条例は制定されました。

また、平成20年に県が行った「県の施策に関する県民意識調査」において、「安心な子育て環境整備」「高齢者や障がい者に安心な地域づくり」「農山漁村の活力」「人間性豊かな子どもの育成」等のニーズが高くなっていますが、これらの実現を図る最も基礎的な基盤として、地域への誇りや愛着を深め、人づくりの基本となる力を持っている文化芸術を振興しようとするものです。



岩手芸術祭から

2 文化という言葉はあいまいだと思いますか? ～対象とする文化芸術の範囲～

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能・道徳・宗教・政治・経済といったものも含む意味でも用いられることがあります。非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、条例によって次のとおりとしています。また、地域の歴史的な景観や文化的な景観も対象としています。

指針が対象とする文化芸術

【芸術・芸能分野】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術)その他の芸術及び歌唱
その他の芸能(伝統芸能を除く。)

【伝統文化分野】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

【生活文化分野】

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

3 指針って何を定めているのですか?

～指針の位置付け～

文化芸術振興施策の総合的・効果的な推進を図るために、県は条例により指針を定めることとされています。指針には、総合的・長期的な目標や施策の方向について記述することとなっています。

従って、条例で定めた目的を目指し、県が行う取組の方向を定めるものです。原則として、指針期間中の文化芸術関係の事業は全てこの指針で定めた方向性に基づき行われることとなります。

なお、条例において、県は施策推進に「必要な財政措置を講ずるよう努める」とこととされています。



4 5年では、何も変わらないと思いますが?

～指針の目標設定期間～

指針の目標設定期間を5年としていますが、これは現代の社会経済情勢が目まぐるしく変化している中で、これらの変化に応じた文化芸術振興が展開できるようにしたものです。

確かに、文化芸術の振興は息の長い取組が必要です。指針においては、目指すべき理想の状態を設定し、この理想状態と現在の状態を照らし合わせ、5年後にはどの程度まで理想状態に近づけるかという視点で、5年後の目標を設定しています。

5年後に、その目標の達成度合いを検証し、さらにその時点の社会経済情勢を踏まえた上で、次の目標を定めていくといった手法を取ることとしています。

また、各年度の成果については、毎年、岩手県文化芸術振興審議会において審議し、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時目標の見直し等も検討していくこととしています。

5 基本的な考え方は何ですか?

～文化芸術振興の基本理念と方策～

条例では、文化芸術の振興を図るときに、その考え方の基盤とすべき基本理念として次の6つを掲げています。

県民一人ひとりの自主性・創造性の尊重

県民が等しく鑑賞・参加・創造できる環境の整備

県民の共通財産としての将来への継承

文化芸術による県内外の地域間交流の推進

県民、民間団体等、市町村、県の役割理解と協働

文化芸術活動者や県民の意見の反映

また、今後の文化芸術の振興策を考えるに当たっては、岩手の置かれている空間的特徴(日本の食糧基地、自然の豊かさ、北東北の玄関としての位置等)と、これまで岩手で長く培われてきた伝統や岩手を取り巻く社会経済情勢の変化等の時代的特徴を踏まえることが必要です。

北東北の玄関　日本の食糧基地　自然公園の多さ
伝統芸能の多さ　多様な地域性　自然集落
都市と自然の近在　伝統的地域産業　…

地域間交通の改善　文化的遺産の継承　情報交流と格差　…

近所付合いの低下　一次産業従事者の減少　全国所得との乖離
進行する高齢化　外国人観光客の急増
高まる健康安全志向　海外市場への参入　…

空間的特徴

時代的特徴

一方、条例においては、文化芸術振興の基本的な方策として、次の4つの事項に努めるよう規定しています。

文化芸術の認識・創造の推進

地域の文化芸術の認識の促進

文化芸術への理解の促進

文化芸術の総合的把握と記録

文化財等の保存と活用

創造活動に対する支援等

文化芸術の発信等

情報の効果的発信

成果発表機会の充実

交流の機会の充実

文化芸術の基盤整備

文化芸術活動を担う人材育成

文化芸術活動への支援の充実

関係者の連携強化

文化施設の利便性の向上と充実

地域の歴史的・文化的な景観の保全・活用

この6つの基本理念と4つの基本方策を基盤として、本指針は、岩手の文化芸術のあるべき姿を描き、それを現在の岩手の置かれている社会経済情勢や地理的環境を加味しながら現状と照らし合わせ、5年後に目指す姿を掲げ、その実現方向を示しています。



浄土ヶ浜(宮古市)



平笠裸参り(八幡平市)

Ⅱ 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点

岩手の文化芸術の基本的な特徴と振興の視点については、条例の前文に掲げられています。この前文では次のように述べています。

「　　」は前文からの引用です。

1 文化芸術の力

文化芸術一般について「人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる」ものとしており、文化芸術が持つ大きな力に着目しています。



2 豊かな自然にはぐくまれた岩手の文化芸術

その上で、「ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた」と理解し、豊かな自然とともに岩手の暮らしが、今日の文化芸術の基盤となっていることをうたっています。

さらに、「こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸術に脈々と受け継がれている」と理解しています。



3 尊い支え合いの文化の伝承

このように、「自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ育ってきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティ(集落、地域共同体など)」を県内各地に形成してきました。



近年、さまざまな社会問題や環境問題が発生しており、「自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆の大切さが強く意識されている今日においてこそ」、自然や人々と支え合いながら受け継がれてきた岩手の文化芸術の持つ素晴らしい価値と力を改めて見詰め直し、これを次の世代に伝えることが重要であるとしています。

さらには、県内外の人々との交流を通じて岩手の文化芸術の素晴らしさを発信するとともに、ほかの地域の文化芸術とのふれあいにより更に素晴らしいものにしていくことが「心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つ」と考えています。

4 進取の精神による新たな文化芸術の振興

また、「岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稻造をはじめ多くの優れた人材を輩出して」きています。

「これら先人たちの進取の魂(自ら進んでチャレンジする精神)を受け継ぎ」、多くの人々との交流を通じて、「多様な文化芸術を新たに創造していかなければならない」としています。



5 豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の実現

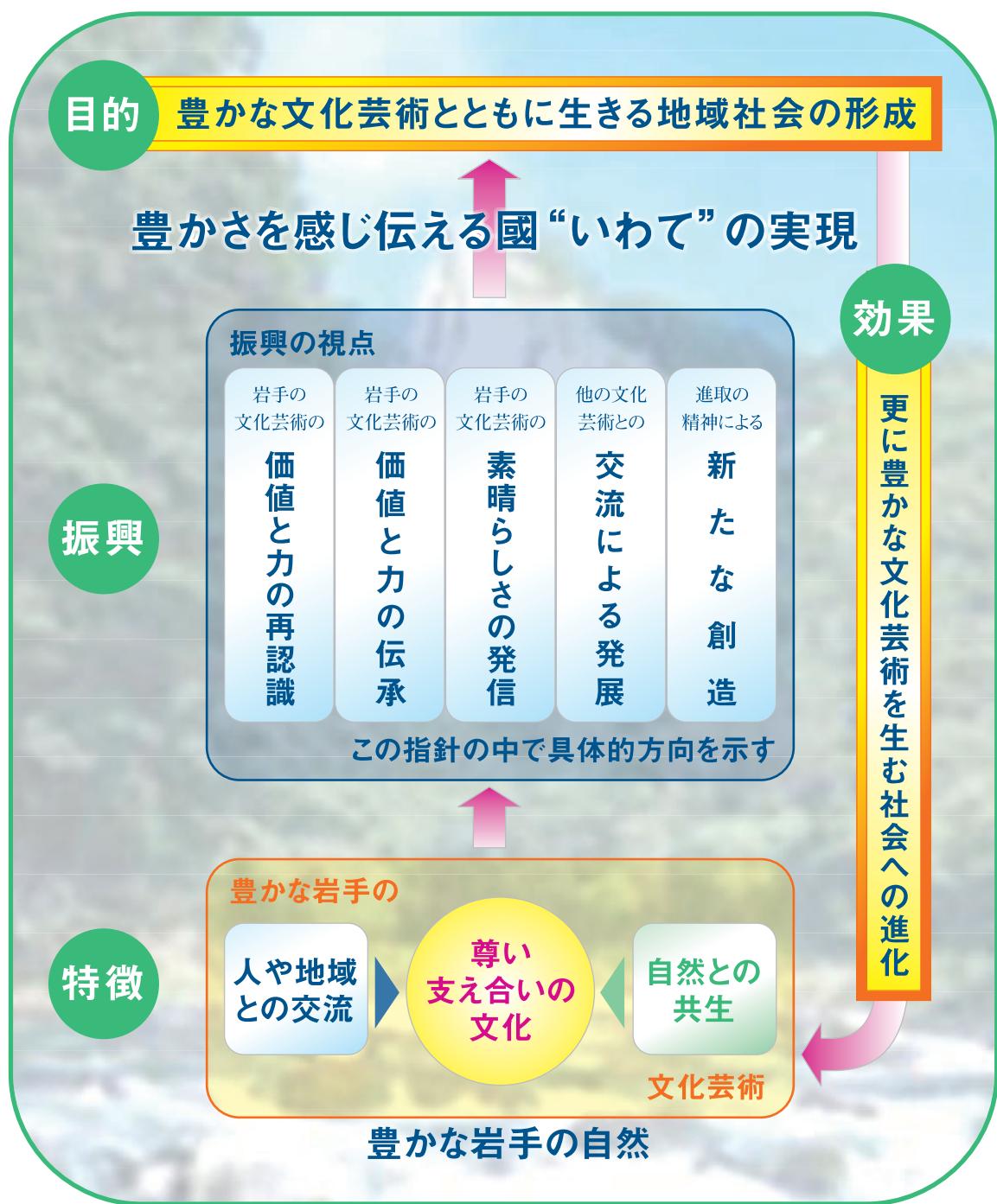
岩手県文化芸術振興基本条例は、このような特徴と力を持つ豊かな岩手の文化芸術の価値を、県民のみなさんで広く理解し合い、これまで培われてきている文化芸術の一層の振興を図るとともに、新たな文化芸術を創造し、次の世代に伝えていくことによって、「県民一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成」を目指そうとするものです。



まとめ

以上のように、条例でいう岩手の文化芸術の特徴と振興の視点を整理すると次のようになります。

この指針は、「尊い支え合い」という素晴らしい特徴を持つ岩手の文化芸術を、これらの視点から更に振興し、「豊かな文化芸術とともに生きる地域社会」を形成するため、県民がより一層岩手の文化芸術の豊かさを感じ、他の人々や次の世代に伝えていく、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」の実現を目指し、今後5年間で重点的に取り組むべき方向を示そうとするものです。



曲水の宴(毛越寺・平泉町)



南部工業団地内遺跡(平安中期・12世紀 北上市)

III 各分野の目指すべき姿と課題の解決

ここでは、条例が分類している3つの文化芸術分野と景観分野の現状とそれぞれが抱える課題の解決に何が必要と考えるかを述べています。

現状の把握等に当たっては、各種文化関係調査結果や県民意識調査結果等の統計データのほか、平成19年度に行った地域説明会で県民の皆様から寄せられた御意見、更には、平成20年度に行った芸術文化団体や市町村行政担当者との意見交換会での御意見を参考としています。

これらのデータ、御意見を踏まえ、岩手の文化芸術の特徴と振興の方策から目指すべき姿(理想)を明らかにし、今後5年間でどこまで理想に近づけるかを、考えられる具体の方策とともに検討したものです。

1 芸術・芸能分野

振興のキーワード=「感じる」と「支える」

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。)その他の芸術及び歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)

(1) 主な現状と課題

芸術・芸能分野では、県民意識調査や文化芸術団体との意見交換等において、さまざまな課題があげられましたが、その主なものは次のとおりです。

この分野の一層の振興を図るためにには、特に、県民の方々が芸術・芸能の素晴らしさを「感じる」ことと、地域の文化・芸術活動を地域全体で「支える」ことが大切であると考えます。

1) 地域の芸術・芸能にどんなものがあるか分かりにくい

地域の芸術・芸能を調べようと思っても、情報がばらばらで分かりにくいことがあります。また、県内や全国で活躍している活動家等が県民に広く知られているとは言い難い状況にあります。

2) 文化芸術と県民をつなぐ力が弱い、鑑賞の機会が少ない

優れた文化芸術に触れる機会が十分に確保されていない場合があります。また、優れた文化芸術に触れようとしても、そのような機会を提供できる人や団体とのつながりを作る方法が見つけられず鑑賞や活動に至らない場合があるほか、地理的条件による制約もあります。

3) 活動や発表が十分にできない

予算や場所の関係で活動場所や資材等の確保が困難な場合があります。また、文化芸術の発表の場が少ないことがあります。

4) 次代の文化芸術の担い手の育成が十分でない

文化芸術の担い手を育成するためには、幼少期から優れた文化芸術に触れ感動する機会を十分与えるとともに、若い世代を中心とした育成が必要ですが、岩手の文化芸術を支える担い手が十分に育っていません。

5) 団体としての活動が難しくなっている

団体に参加する活動者が少なくなっているところや、会員の高齢化が進んでいるところもあり、活動に支障が出ている文化芸術団体もあります。

6) 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である

文化芸術を核とした地域振興を図ろうとしても、活動者・支援者・地域・行政等が一体となった取組体制を作るには時間がかかる場合があります。

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、芸術・芸能分野で目指すべき理想の姿を次のとおりとします。

県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ちあふれ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、希望すれば、芸術・芸能活動を始めることができる環境にある。

県民が優れた芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、さまざまな希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介・橋渡しが行われ、気軽に利用できている。

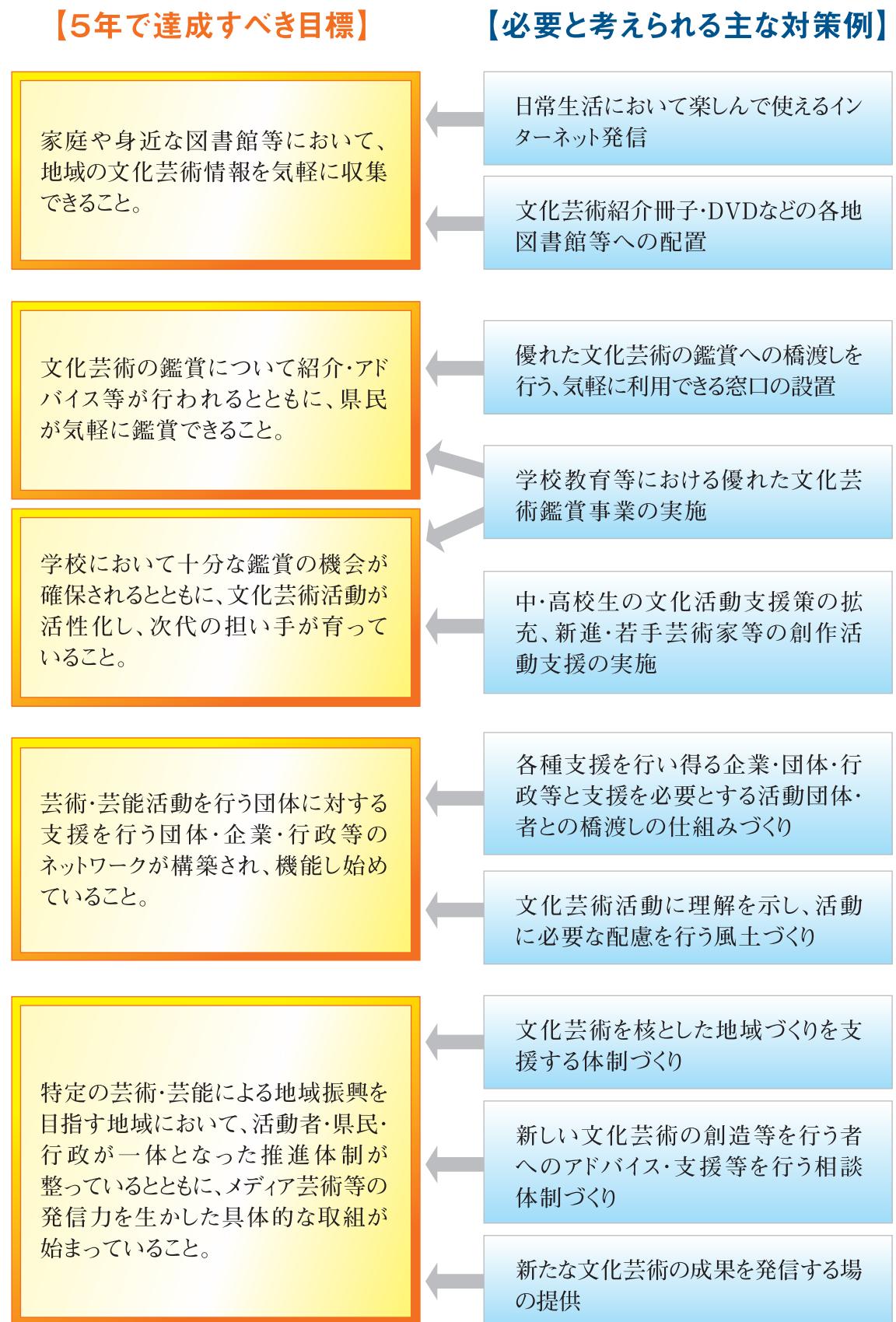
芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。

幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。

特定の芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者・県民・行政等が一体となった取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が地域活性化の成果を上げている。

(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目指すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。



2 伝統文化分野

振興のキーワード=「伝える」と「参加する」

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

(1) 主な現状と課題

伝統文化分野においても、県民意識調査や伝統芸能団体、文化財保護の一端を担っている市町村との意見交換等において、さまざまな課題があげられましたが、その主なものは次のとおりです。

この分野の一層の振興を図るためにには、特に、自分の地域の素晴らしい伝統文化への興味が薄い方々や次の世代の子どもたちに「伝える」と、地域の方々が積極的に伝統文化の保存継承活動に「参加する」風土を培うことが大切であると考えます。

1) 地域にどのような伝統文化があるのか分からなくなってきた

住んでいる地域にどのような伝統文化があるのか知らない人が増えてきています。小・中学校等では地域の歴史・文化を理解させる教育も行われていますが、県民の手により地域の宝として保護していく機運が醸成されていない場合もあります。

2) 伝統文化を継承する地域の力が弱まっている

地域によっては、伝統文化への認識や理解が進まず、保存継承活動に参加する人が減っている地域があります。この結果、伝統文化を支える地域の力が弱まっているところもあります。

3) 伝統文化を継承していくための活動費用が十分とはいえない

伝統文化では多くの用具を使う場合がありますが、戦後の民俗芸能復興期に整備した用具の多くが更新期を迎えていました。地域からの支援も受けられず、更新に要する費用が捻出できないため、活動に支障を生じていることがあります。

4) 民俗芸能の指導者や参加者の高齢化が進み、伝承に支障を来している

地域固有の民俗芸能を指導できる者が育っておらず、このままでは絶えるおそれがあるものもあります。また、小・中学校生の活動への参加はある程度図られているものの、その後進学や就職による仕事の都合などのため、なかなか参加できない場合もあります。

5) 伝承活動や発表の機会が少なくなってきた

民俗芸能は門打ち、結婚式、歳祝い、奉納等の折々の生活場面で演じられてきましたが、その場が失われつつあります。

その一方で上演がその地域から離れて行われることが多くなり、地域から離れ本来の姿が失われつつあるという意見もあります。

6) 個々の民俗芸能に関する映像的な記録が活用されていない

無形の文化財については、映像等による記録保存が重要ですが、未だ保存されていない民俗芸能があるほか、保存の方法や形態がさまざまで有効に使われていない場合があります。

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、伝統文化分野で目指すべき理想の姿を次のとおりとします。

県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動等の伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。

地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮が行われ、十分な活動が行われている。

活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。

全ての無形文化財の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。



早池峰神楽(花巻市)



舟っこ流し(盛岡市)



(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目標すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。

【5年で達成すべき目標】

地域の伝統文化を時節ごとに理解でき、日々の生活に伝統文化を取り入れることができること。

早急に映像等に記録されるべき伝統文化の記録が行われ、映像記録等がインターネットや近隣の図書館等で活用できること。

希望する活動団体について、地域外で発表・交流する機会が確保され、参加支援も行われ始めていること。

全ての活動団体について、地域で発表する機会が確保されていること。

地域の公共施設を容易に活用できること。

地域・学校・団体・企業・行政等が伝統文化活動を支える具体的支援・配慮等が実施され始めていること。

【必要と考えられる主な対策例】

各地域の伝統行事・伝統芸能等を季節・月毎に取り上げ、その魅力を発信

各地域の伝統行事・伝統芸能等への参加方法、実践方法等を発信

各地域の文化財等を活用した地域づくりへの支援と実践事例の発信

緊急に保存を要する伝統文化をDVDに保存、既存映像のDVD化

伝統文化映像のインターネット配信、DVDの近隣図書館等への配架

上演等を望む者と活動団体や活動団体同士をつなぎ、調整するサービスの提供

団体等に、上演や交流・活動に係る費用を支援する者を紹介し、支援を実現するサービスの提供

各地域での発表会や交流会を企画・実施するサービスの提供

活動場所、用具等の各地域で利用可能な資源を紹介するサービスの提供

伝統文化活動が社会に果たす役割を喚起し、地域社会で支える社会風土づくり

活動者が所属する学校・会社等に対し、活動の重要性を喚起し、必要な配慮・支援を行うよう促すサービスの提供

3 生活文化分野

振興のキーワード=「尊ぶ」と「続ける」

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

(1) 主な現状と課題

生活文化分野においても、県民意識調査や市町村との意見交換等において、さまざまな課題があげられましたが、その主なものは次のとおりです。

この分野の一層の振興を図るためにには、特に、地域で育まれてきたさまざまな生活文化を「尊ぶ」意識の醸成と、日常の生活の中で「受け継ぐ」風土づくりが大切であると考えます。

1) 地域の生活文化に対する意識が薄れつつある

ライフスタイル・サイクルの変化等により、自然環境等に比較して、地域の文化・伝統・言葉・風習・食生活等に関する尊重・保存の意識が低くなる傾向があります。

2) 日常で生活文化を伝える場面が減少しつつある

核家族化の進行、生活様式の多様化等により、日々の生活の場面において、地域の生活文化を伝えられる場面が減少している一方、地域活動への参加が低調な地域もあり、地域の文化を伝える日常の機会そのものが減少してきています。

3) 生活文化の保存が十分になされていない

生活文化の性質上、文化として抽出することが難しい場合もあり、記録・保存等の措置が十分でない場合があります。また、地域特有のさまざまな生活用具が一般品に代替され、少なくなってきたいるものもあります。

4) 地域の生活文化を体験できる機会が少ない

一部においてはグリーンツーリズム等により、地域の生活を体験できる場面もありますが、自分の地域の生活文化を総体的に体験できる機会は多くありません。また、生活文化の種類によっては、伝承できる人材が明らかでない場合もあります。

5) 地域間交流・情報交換等の場面が少ない

一部において、生活文化に関するさまざまなサークル活動等が行われていますが、他の地域やサークルと交流する機会が少なく、他との比較やコミュニケーションにより、各地域の特色を再認識できるチャンスが少ない場合もあります。



紫根染(岩泉町)

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、生活文化分野で目指すべき理想の姿を次のとおりとします。

各地域の住民が、その地域の文化・伝統・言葉・風習・食生活等の生活文化を総体的又は部分的に体験できる機会がある。

各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において擬似体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。

各地域の生活文化の特徴が整理・紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。

各地域や広域において、生活文化に関する交流会等が開催され、相互の情報交換等によりその活動が活性化できる場となっている。



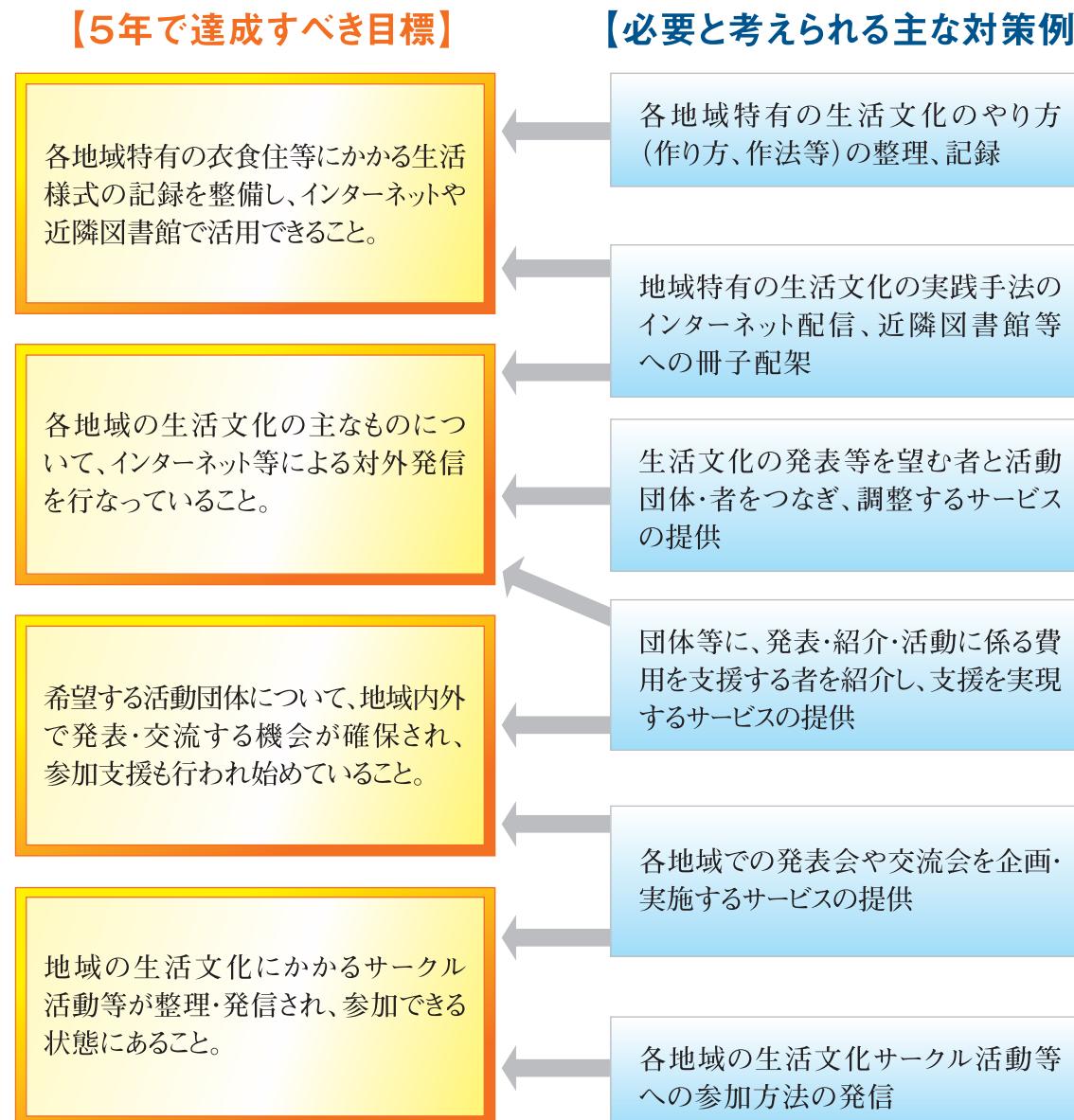
へっちょこだんご(二戸市)



二戸地方の漆蠣関係資料(粉おろし)

(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目指すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。



遠野どべっこまつり(遠野市)



バッタリー村(久慈市)

4 景観

振興のキーワード=「分かり合う」と「守る」

地域の歴史的又は文化的な景観

(1) 主な現状と課題

景観についても、県民意識調査や市町村との意見交換等において、課題があげられましたが、その主なものは次のとおりです。

景観の一層の保全・活用を図るためにには、特に、県民の方々がその景観の素晴らしさを「分かり合う」ことと、自らその景観を「守る」という風土を産み出すことが大切であると考えます。

1) 地域の景観の価値の共有化が進んでいない

各地域における景観について、地域住民の間でその価値の認識と共有化が進んでいない場合があり、積極的な保存・活用に至っていない場合もあります。

2) 経費や制限が保存の支障となっている

景観の保全には、多額の費用と使用方法等の制限が必要な場合があり、これが支障となって、保存が進んでいない場合もあります。

3) 景観と文化の関わりが整理されていない

景観がそれぞれの地域の文化と密接に関連しているにも関わらず、その関わりが十分整理・発信されておらず、文化全体の振興施策や活動とつながっていない場合があります。

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、景観で目指すべき理想の姿を次のとおり定めました。

歴史的、文化的な景観の価値が地域住民をはじめとして広く認識されている。

景観と地域の文化の関わりが整理・発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。

保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。

(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目指すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。

【5年で達成すべき目標】

代表的な景観について、その地域の文化との関わりが整理され、発信されていること。

各地域において景観の保全について、住民や団体・関係機関等が一緒になった話し合いが行われ、共通認識が持たれていますこと。

地域住民等による保全活動が活性化し、さまざまな新たな取組が開始されていること。

【必要と考えられる主な対策例】

景観と地域の文化の関わり等を総体的に整理・記録

景観と地域文化を一体化としてインターネット配信、近隣図書館等への冊子配架

各地域での話し合いを企画・実施するサービスの提供

景観の保存、活用に関する行政機関も含めた支援ネットワークの構築

各種支援を行い得る企業・団体・行政等と活動団体・者との橋渡しの仕組みづくり



めがね橋(遠野市)



莫産九(盛岡市)



天台寺(二戸市)

IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向

前章では、文化芸術の各分野の課題とその解決に向けた対策例を述べました。もとより、現在生じている各課題に個別に対応していくことも重要ですが、各分野にまたがるような課題、似たような課題が多くみられます。

県民のみなさんに岩手の豊かな文化芸術を感じていただき、他の人々や次の世代に伝え、更に発展充実させていく「文化芸術とともに生きる地域社会」を形成するためには、各分野が抱える個々の課題に個別に対応していくのではなく、各分野で発生している課題の共通する事項を捉えた上で、それに対処する施策の方向を定め、これに基づいた一貫した考え方の下、各対策が連動し合い、より大きな成果を生むようにすることが重要であると考えます。

従って、この章では、前章の目指すべき姿、現状、対策例を踏まえ、今後実施されるべき各種対策の基本となるべき主な施策方向を定めています。

1 文化芸術の一層の振興を図るためのポイント

前章で述べた各分野の課題や主な対策例を、その共通性、関連性で捉え直してみると、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現していくためには、「文化芸術を知つてもらうための情報発信の一層の充実」、「優れた文化芸術に直接触れ、新たに取り組む機会の創出」、「文化芸術による豊かさの涵養と公共的支援の一層の充実」及び「社会全体で文化芸術を支援する人的ネットワークの形成」の4つをポイントとして捉えることができます。

この4つのポイントを整理すると次のとおりとなります。

(1) 県民の方々への文化芸術の魅力の日常的な発信 キーワード=「彩る」

このポイントは、県民の方々が日々の生活の中で、県内やそれぞれの地域の文化芸術の魅力を感じることができる機会を確保しようとしてまとめることができます。

もとより、直接、文化芸術に触れることが大切であることはもちろんですが、それを補うものとして、普段の生活の中で文化芸術の一端に触れる機会を作り出すことも必要と考えます。

この主眼で大切なのは、日常的な触れる機会を作り出すとともに、それによって、日常生活の中でヒントを見つけていただき、日々の暮らしに文化芸術によって「彩り」を加えていただくことだと考えます。

芸術・芸能分野 「感じる」「支える」

- 楽しんで使えるインターネット配信・各地図書館への配架 等

伝統文化分野 「伝える」「参加する」

- 季節毎の魅力の発信 ○参加実践方法の発信
○DVD保存 ○地域情報の発信 等

生活文化分野 「尊ぶ」「続ける」

- やり方の発信
○参加方法の発信 等

景観 「分かり合う」「守る」

- 景観と地域文化の総体的な発信 等

主な施策の方向(1)

日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
～彩る～

詳細はp25をご覧ください。

(2) 県民が優れた文化芸術に直接触れ、新たに取り組む機会の創出 キーワード=「楽しむ」

このポイントは、県民の方々が優れた文化芸術に直接触れる機会を創り出し、その素晴らしさに感動していただくことと、その感動の下、新たに活動しようとしている方等を支援していくこととしてまとめることができます。

また、新たな活動を始めようとする活動者や地域おこしのために文化芸術資源を活用しようとする方々を支援することも必要と考えます。

このポイントで大切なのは、鑑賞しようとする方や活動しようとする方々に対して、深い文化芸術の知識や経験を下に適切な助言や支援を行うことによって、「楽しんで」鑑賞・活動し続けてもらうことだと考えます。

芸術・芸能分野 「感じる」「支える」

- 鑑賞への橋渡し窓口
○新たな創造への相談体制整備 等

伝統文化分野 「伝える」「参加する」

- 上演会等の調整サービス
○交流会等の企画実施サービス 等

生活文化分野 「尊ぶ」「続ける」

- 発表等の調整サービス
○交流会等の企画実施サービス 等

景観 「分かり合う」「守る」

- 共通認識のための話し合い等の設定実施サービス 等

主な施策の方向(2)

文化芸術と県民との交流支援体制の整備
～楽しむ～

詳細はp27をご覧ください。

(3) 各段階における文化芸術による豊かさの涵養と公共的支援 キーワード=「育む」

このポイントは、文化芸術のもつ人づくりの力に着目して、幼少期から各段階に応じた鑑賞機会の確保と活動への公共的支援を行うことによって、県民の方々が感動や生きる喜びにあふれた豊かな生活を送れるよう支援していくこととしてまとめることができます。

特に、文化芸術の振興に果たす若い年代における学校の役割の大きさに十分に考慮するとともに、社会人になっても活動を続けていけるよう、各段階における適切な公共的支援策を講じることが必要であると考えます。

このポイントで大切なのは、地理的な条件によって鑑賞等の不利益を受けることがないよう、また、全ての県民がその望む文化芸術活動を行い得るよう基礎的な環境を整備することによって、豊かな文化芸術とともに生きる人材を「育む」ことだと考えます。

芸術・芸能分野 「感じる」・「支える」

- 学校鑑賞事業
- 文化活動、新進・若手芸術家支援 等

伝統文化分野 「伝える」・「参加する」

- 発表機会の確保
- 活動費等の公共的支援
- 団体交流支援 等

生活文化分野 「尊ぶ」・「続ける」

- 活動費等の公共的支援 等

主な施策の方向(3)

豊かな創造性の
涵養と文化芸術
活動への支援

～育む～

詳細はp29をご覧ください。

(4) 社会全体で文化芸術活動を支援する人的ネットワークの形成 キーワード=「つなぐ」

このポイントは、社会全体が地域の文化芸術活動を支えていく体制を作り出し、地域の宝として、地域の文化芸術を守り育てていく体制を作り出していくこととしてまとめることができます。

もとより、文化芸術活動は県民一人ひとりの自主性・創造性が基盤ですが、文化芸術の地域社会における価値や力を考えるとき、活動者や鑑賞者のみならず、地域の全ての力を結集して文化芸術を支援していくことが重要であると考えます。

このポイントでは、文化芸術活動団体や地域の各種団体、企業、行政機関等をつなぐ機能を担う者(キーパーソン)の育成・確保と、その者が十分に活動できるような体制・システムづくりによって、文化芸術を支える団体や人々が「つながって」協働し、大きな効果を生み出せるようにすることが大切であると考えます。

芸術・芸能分野 「感じる」・「支える」

- 支援橋渡しをする仕組みづくり
- 活動支援風土づくり 等

伝統文化分野 「伝える」・「参加する」

- 支援橋渡しをする仕組みづくり
- 社会風土づくり 等

生活文化分野 「尊ぶ」・「続ける」

- 支援橋渡しをする仕組みづくり 等

景観 「分かり合う」・「守る」

- 保全活動への支援橋渡しをする仕組みづくり 等

主な施策の方向(4)

文化芸術活動の
担い手を支援する
ネットワークの形成
～つなぐ～

詳細はp31をご覧ください。



普門寺三重塔(陸前高田市)

2 主な施策の方向

ここでは、岩手の文化芸術を更に振興し「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現するために、前節で述べた4つのポイントを基に、条例で定めることとしている「主な施策の方向」の内容をまとめています。

これらの方向性を基に、県民、団体、企業、関係機関・施設、行政機関等が一体となって岩手の文化芸術振興の取組を進めていくことが重要と考えます。

(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

キーワード=「彩る」

1) 趣旨

文化芸術を振興するためには、何より、県民のみなさんに文化芸術の魅力を伝えることが重要であると考えます。もちろん、優れた公演や作品・文化財等を直接鑑賞していただくことが大切です。しかし、多くの優れた作品・文化財等を鑑賞していただくには難しい面もあり、また、鑑賞する契機となる施策の充実も必要と考えます。

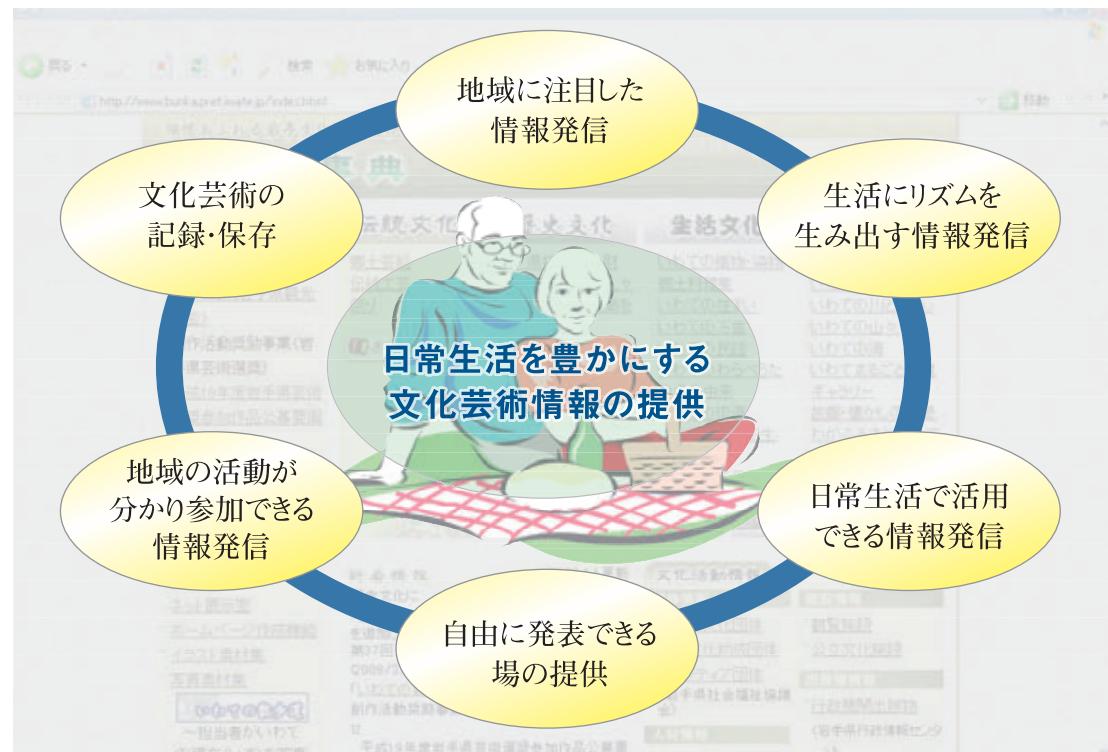
また、伝統文化の分野等では、さまざまな課題から広く知っていただく機会に恵まれていない例があるとともに、優れた技能を記録する必要性も訴えられています。

従って、県民の皆様が普段の生活で文化芸術に触れることができる機会を増やすとともに、日々の暮らしのヒントとなる情報発信、優れた技を擬似鑑賞できる情報発信を充実する必要があると考えます。

2) 施策方向のポイント

- ① 日常生活において鑑賞・活用できる文化芸術情報の発信の実現
 - ・ 作品紹介等にとどまらず、地域の文化芸術全体を実感できる情報発信
 - ・ 日々の生活の参考となる季節・催事・地域行事等の歳時記的情報発信
 - ・ 日々の生活を豊かにする郷土料理レシピ等の活用できる情報発信
- ② 自由に発表し、参加できる文化芸術情報の発信の実現
 - ・ 文化芸術活動家がその作品等を発信できる情報発信
 - ・ 地域の文化芸術活動団体等の活動状況の情報発信
- ③ 現在の文化芸術を広く調査・記録・保存し、次代に残す資料整備
- ④ 文化芸術情報のインターネットによる発信と各地域の図書館等への配架の併用等による発信力の向上

3) 内容



- ① 岩手の文化芸術を網羅し、見やすさ、分かりやすさに優れた情報のインターネット配信
 - ・ 各地域の文化芸術作品・情報、伝統文化等の網羅的提供
 - ・ 各地域の季節の行事・景観・衣食住・活動等の情報を歳時記的に提供
 - ・ 各地域の伝統的な生活スタイル等の生活文化や実践方法の紹介
 - ・ 各地域で行われている文化芸術活動の成果発表の発信
 - ・ 各地域の景観やその景観が生み出された背景、他の文化との関わり等の紹介
 - ・ 公演、風景等の動画配信による擬似体験の提供
- ② 伝統芸能・民俗芸能の優れた技・伝統的生活文化・文化財等の総合的調査・DVD化等による保存
- ③ 上記情報の冊子化及び各地域の図書館等への配架、マスメディアの活用

1) 趣 旨

文化芸術を振興するためには、豊かな岩手の文化芸術に直接触れていたことによって、その素晴らしさに感動していただくことが基盤になると考えます。もとより、各自が興味のある文化芸術を鑑賞されることが第一ですが、学校教育の一環としての文化芸術の鑑賞においても、岩手の優れた文化芸術の魅力を現在よりも多く伝えていくことも大切であると考えます。

また、発表する機会や他の団体との交流機会の不足に悩んでいる文化芸術団体等もあり、生活文化等を紹介する場が多くないのが現状です。

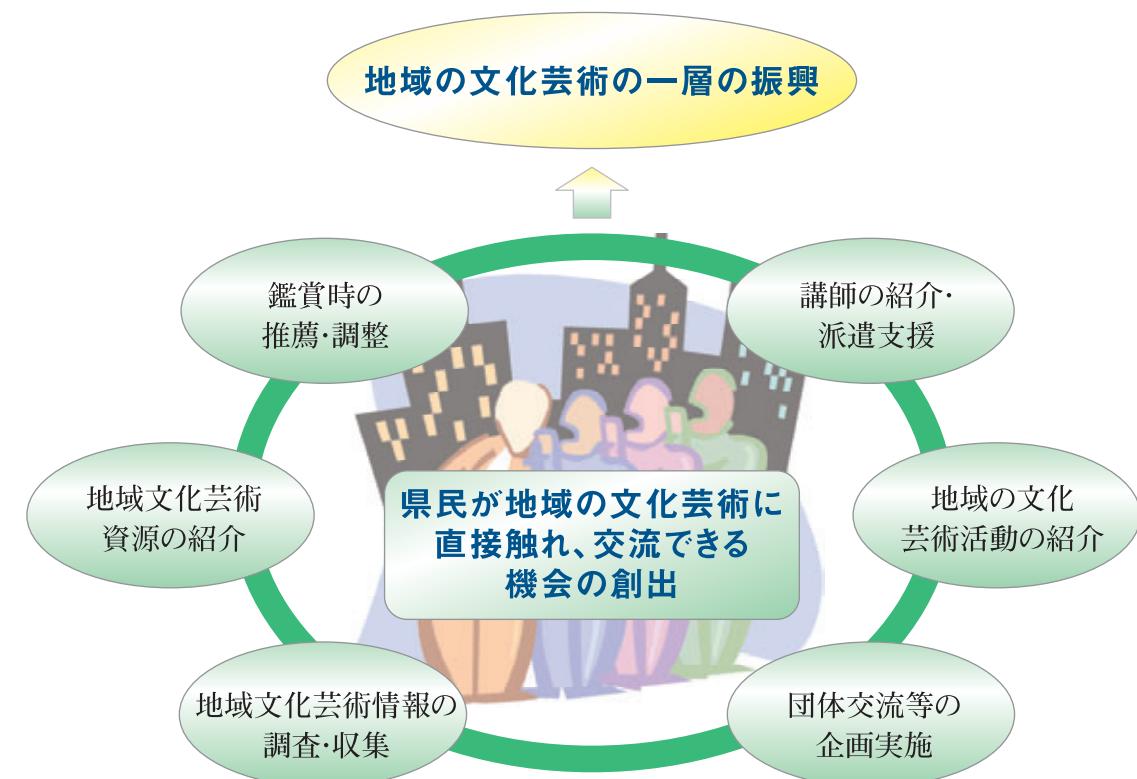
一方、全国各地において優れた文化芸術を核とした地域振興を図る動きもあり、地域の文化芸術の振興にも大きく寄与すると考えられます。

これらを改善するためには、県民など鑑賞する側と文化芸術を提供する側のそれぞれの希望とニーズをマッチングさせ、その橋渡しや交流の場を提案・設定できるサービスを提供する必要があると考えます。

2) 施策方向のポイント

- ① 県民や鑑賞団体等の希望に応じた文化芸術活動・作品を紹介とともに、文化芸術活動者との間に立って鑑賞の実現をサポートする機能の提供
- ② 地域の文化芸術団体等と他団体等との交流・発表機会を企画・立案し、実現する機能の提供
- ③ 地域振興等のために、文化芸術家・団体の支援を受けようとする者に対し、地域の文化芸術活動者・団体等を紹介し、両者のニーズを調整する機能の提供

3) 内 容



- ① 文化芸術鑑賞・活動のアドバイス等を行うアドバイザーを各地域に設置
【アドバイザーの主要な要件】
 - ・ 地域に密着したコーディネートを実現するとともに、細かなニーズに沿った対面相談を実現するため、広域単位等の設置を検討
 - ・ アドバイザーは、地域の文化芸術活動家、文化芸術の知識を有する者、文化芸術団体関係者等を委嘱することを検討
 - ・ 人的コネクションを活用したきめ細かで行き届いたサービスを可能とするため、長期の委嘱を検討
 - ・ 最新の文化芸術の動向を的確に把握し、ニーズにこたえるため、行政等の支援機関において派遣研修等の機会を確保
- ② 地域の生活文化関係サークル活動等の立案・講師派遣等
- ③ 文化芸術活動者やこれから始めようとする者からの創作活動・発表活動等の相談への対応
- ④ 地域振興の取組への文化芸術資源の活用のアドバイス、橋渡し
- ⑤ 各地域の文化芸術団体・活動者等の把握・情報収集
- ⑥ 各地域における文化芸術団体・活動者等との定期的な情報交換会の開催
- ⑦ 各地域の文化芸術情報の収集及び発信

(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

キーワード=「育む」

1) 趣 旨

文化芸術には、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらす力があるといわれています。幼少期から優れた文化芸術に触れ、豊かな情操を養い、創造性を育み、個性を伸ばすことは、豊かな人間性を育むことにもつながります。

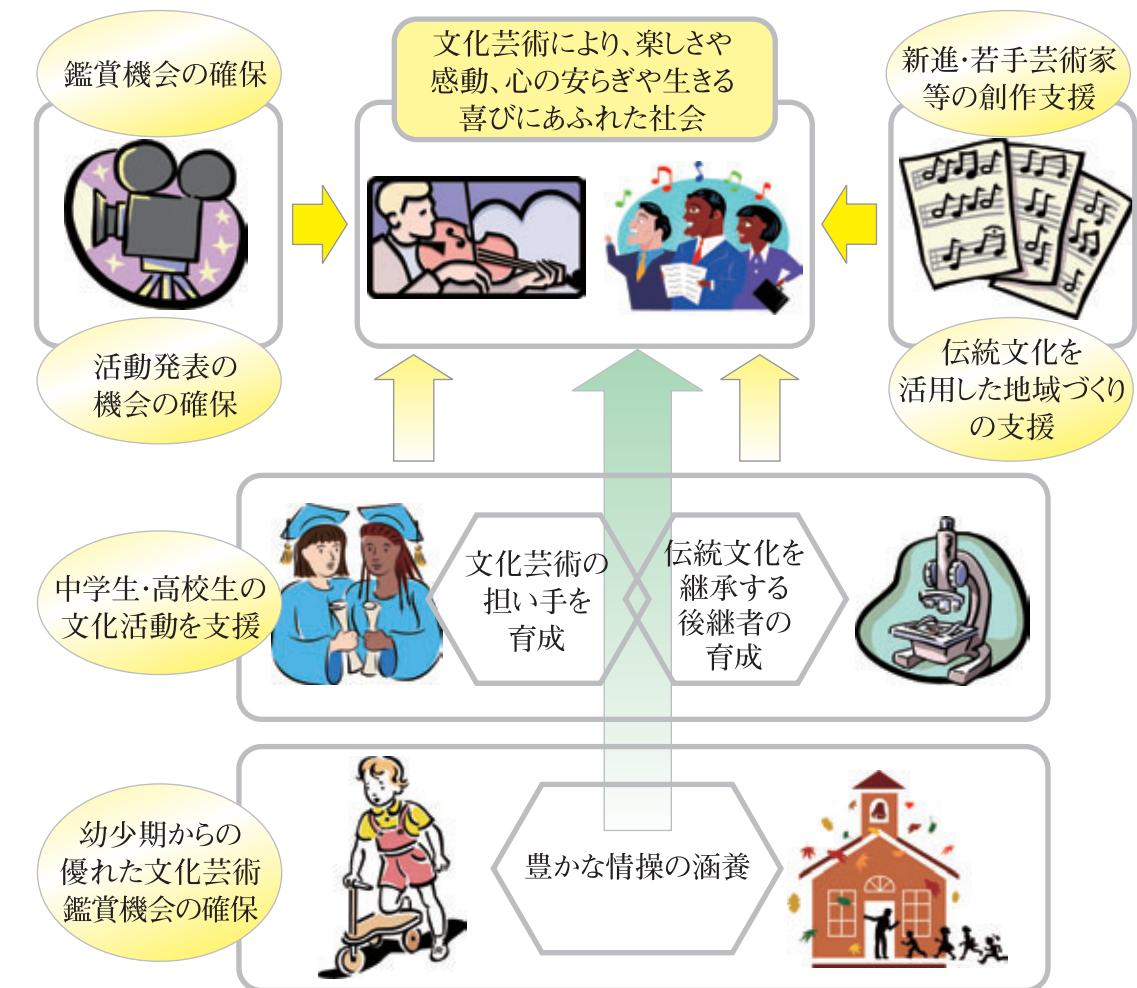
また、文化芸術は、一人ひとりの独創的発想や活発で意欲的な創造活動から生まれるものですが、そのためには個人や団体の文化芸術活動を支援する環境をさらに整える必要があります。

豊かな創造性の涵養と人材育成に力を注ぐとともに、県民がより文化芸術活動に参加しやすい環境を整備することによって、県民それぞれが感動や生きる喜びにあふれた生活を過ごせる「豊かさを感じ伝える國“いわて”」の実現を目指したいと考えます。

2) 施策方向のポイント

- ① 豊かな情操を幼少期から育むとともに、次代を担う中学生・高校生の文化活動や新進・若手芸術家等の活動を支援することによる人材育成
- ② 県民がより身近に文化芸術を鑑賞できる機会を確保するとともに、文化芸術活動の創造と発表の場を確保するなど、県民がさらに文化芸術活動に参加しやすい環境の整備
- ③ 伝統文化を保存継承していくための発表や交流の機会を確保することによる、人材の育成と地域コミュニティの活性化促進

3) 内 容



- ① 文化振興基金の活用による支援
- ② 学校教育等における優れた文化芸術鑑賞事業の実施
- ③ 高等学校文化活動支援事業をはじめとした、中学生・高校生の文化活動支援
- ④ 新進・若手芸術家等の創作活動支援
- ⑤ 県立生涯学習推進センターによる後継者育成等のための研修事業の実施や文化芸術関連情報の提供
- ⑥ 地理的条件に恵まれない地域での文化芸術鑑賞事業の実施
- ⑦ 岩手芸術祭開催事業や国民文化祭参加推進事業などによる、県内及び全国への文化芸術活動発表の場の確保
- ⑧ 学校教育(小学校～高等学校)における伝統文化の継承への取組の支援
- ⑨ 地域の伝承活動を促進するための発表や交流機会の提供
- ⑩ 民俗芸能団体のネットワークによる情報の交流と共有化
- ⑪ 伝統文化を活用する人材育成等による地域づくりへの支援

(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

～つなぐ～

1) 趣 旨

文化芸術は、本来、県民一人ひとりの自主性及び創造性を基盤とするものですが、条例で明らかにしているように、その意義を考えたとき、団体、企業、関係機関・施設、行政機関等が一体となって、その活動を推奨し、支援し、活性化を図ることが極めて重要であると考えます。

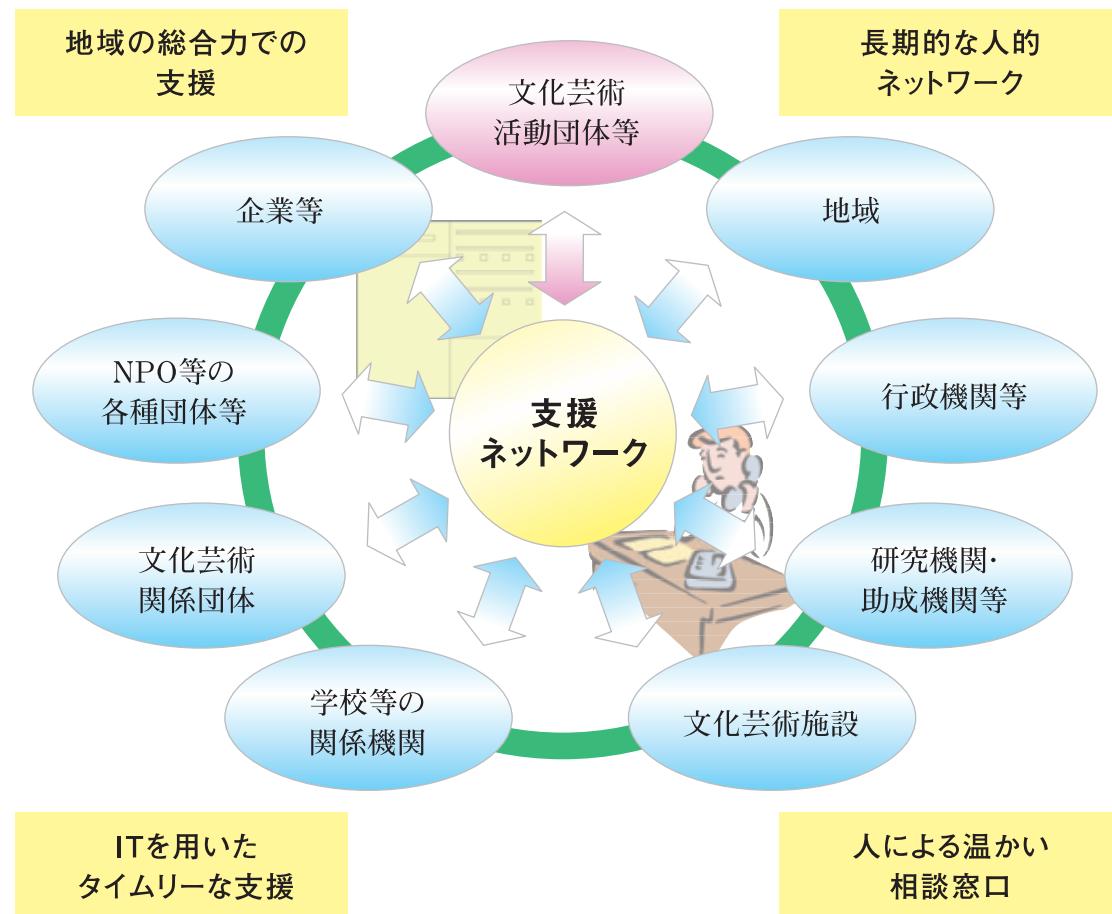
しかしながら、各分野の現状と課題で述べたように、各活動者・団体や県民が多くの課題を抱えている一方、それらを支援できる潜在的な力も十分に活用されてはいないと考えられます。

従って、文化芸術を振興する上で、必要とする者と支えようとする者のマッチング、相互連携による機能強化等の基盤となる人的ネットワークを形成していく必要があると考えます。

2) 施策方向のポイント

- ① 文化芸術活動者がその活動で必要とする支援をタイムリーに提供されるよう、支援を必要とする者と支えようとする者のマッチングを行い得るネットワーク作り
- ② 活用可能な支援資源を網羅的に把握し、支援要請の内容や状況に合わせて、適宜最良の支援を実現できる総合的調整サービスの提供
- ③ 文化芸術活動に関し、どのようなことでも気軽に相談できる、相互に顔が見える相談サービスの提供
- ④ 関係する専門知識と人的ネットワークを有し、行政、企業、関係機関等との調整が円滑迅速に達成できる人材によるコーディネートサービスの提供

3) 内 容



- ① 活動団体等が必要とする支援をいつでも登録・発信できる受付体制・登録体制の整備
- ② 活動団体等が、発表や参加勧誘等の活動情報発信を自由に行える場の提供
- ③ 文化芸術活動を支援できる者(団体、施設、企業、行政機関など)が、その支援の内容等を登録できる体制及びそれに応じ活動団体等が申し込むことができる体制の整備
- ④ 文化関係施設間内、文化芸術団体間内、行政機関間内等の各関係者内部の一層の連携・情報交換ができる情報共有・連携基盤の整備
- ⑤ 活動団体・関係者をつなぎ、調整するサービスの提供(サービス提供者の設定及び育成)
 - ・ 支援を必要とする者と支えようとする者をつなぎ、調整するサービスの提供
 - ・ 企業のメセナ活動を支援し、紹介するサービスの提供
 - ・ 活動団体等が必要とする公的機関への要望等を関係機関・施設、行政機関につなぎ、提案・実現するサービスの提供
- ⑥ 上記の諸情報やサービス内容を一元的に管理・登録・発信できるインターネットベースのシステム整備

3 県民が一体となった文化芸術の振興

前節で4つの主な施策方向を示しましたが、これらを着実に実施し、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現するためには、県民、団体、企業、関係機関・施設、行政機関等が互いに連携・協力し合い、一体となって岩手の文化芸術振興に取り組んでいくことが重要と考えます。

このため、県は、関係部門が一体となって岩手県文化芸術振興基本条例に定める責務を十分に果たすとともに、関係者がそれぞれに期待される役割を担えるよう十分な支援を行っていくことが必要と考えます。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|-------------------------------|--|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | ・地域伝統行事・催事等の発信 ・公民館活動等の発信 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備「楽しむ」 | ・アドバイザーへの情報提供・支援 ・町内会活動等におけるアドバイザーの活用 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援「育む」 | ・文化芸術活動に対する積極的参加 ・地域の文化を地域や家庭において継承・発展させる取組 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成「つなぐ」 | ・地域活動時における活用推奨 ・地域にある支援資源の登録・発信 ・コーディネート活動への協力 |

○ 文化芸術活動団体の主な役割

本県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の提供、講師派遣等により、本県文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|-------------------------------|--|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | ・発表会・展示会情報の発信 ・団体等活動状況・参加方法等の発信 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備「楽しむ」 | ・アドバイザー適任者の推薦 ・アドバイザーへの情報提供・支援 ・講師派遣協力 ・制度の周知普及への協力 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援「育む」 | ・文化芸術活動状況や参加方法の発信 ・学校、地域等の文化活動に対する講師派遣協力 ・学校との連携による伝統文化の継承・発展の取組 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成「つなぐ」 | ・コーディネート活動の周知普及 ・支援希望活動者の橋渡し ・コーディネート活動への協力・支援 |

○ 民間団体等の主な役割

地域にはさまざまな民間団体等があり、これらの団体の中には文化芸術活動を支援したり、地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動家・団体や行政、企業、県民等とのネットワークを強め、活動を活発化させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|-------------------------------|--|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | ・地域イベント・サークル等の紹介・情報提供 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備「楽しむ」 | ・アドバイザー適任者の推薦 ・アドバイザーへの情報提供・支援 ・県民に対するアドバイザー活動への協力 ・制度の周知普及への協力 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援「育む」 | ・優れた文化芸術活動の発信・支援 ・地域の伝統文化の発信・支援 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成「つなぐ」 | ・把握している支援資源の情報提供・登録 ・支援可能資源の情報提供・把握 ・コーディネート活動への協力・支援 |

○ 地域(地域住民)の主な役割

各地域の文化芸術を支え伝承していく最も基盤的な集団として、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、地域が、その実践、伝承及び活用に更に大きな役割を果たすことを期待します。

○ 学校・教育機関等の主な役割

豊かな人間性を育む場として、授業やクラブ活動における指導等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高めひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、学校を始めとする教育機関が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の伝承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|-------------------------------|--|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | ・学校イベントやクラブ活動等の情報発信 ・授業等における地域文化芸術情報活用 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備「楽しむ」 | ・アドバイザーへの情報提供・支援 ・芸術鑑賞におけるアドバイザーの活用 ・児童生徒等に対する支援活動への協力 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援「育む」 | ・文化芸術鑑賞の機会の拡充 ・児童生徒の文化芸術活動の指導及び支援 ・教育を通じて地域の伝統文化を継承・発展させる取組 ・地域や文化芸術団体への理解と協力 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成「つなぐ」 | ・学校・教育機関等における活動支援資源の情報提供・登録 ・コーディネート活動の周知普及・活動協力 ・伝統文化伝承活動やクラブ活動時における活用推奨 ・文化芸術活動の推奨等 |

○ 企業等の主な役割

従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術活動に寄与することを期待するとともに、メセナ活動等を中心とする企業等の社会貢献活動を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|-------------------------------|---|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | ・企業内クラブ活動等の発信推奨 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備「楽しむ」 | ・アドバイザーへの情報提供・支援 ・保有する文化芸術支援資源情報の提供 ・従業員等に対する支援活動への協力 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援「育む」 | ・従業員等の文化芸術活動に対する理解と支援 ・地域の文化芸術活動への支援・協力 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成「つなぐ」 | ・保有する支援資源の登録 ・支援依頼への的確な応答 ・従業員等の文化芸術活動に対する就業的な配慮等 |

○ 文化施設等の主な役割

文化芸術活動の中核的な施設として、文化施設相互間や行政・民間団体等とのネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積発信される拠点としての機能の一層の充実を期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|-------------------------------|--|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | ・イベントや団体活動等の情報発信 ・市町村文化芸術情報の発信 ・図書館等への資料配架・活用勧奨 ・閲覧勧奨 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備「楽しむ」 | ・アドバイザー適任者の推薦 ・アドバイザーへの情報提供・支援 ・活動資源情報の提供 ・文化施設におけるアドバイザー活動への協力 ・制度の周知普及協力 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援「育む」 | ・公的支援制度等を活用した自主企画の拡充 ・学校教育における文化芸術鑑賞授業との連携 ・文化芸術活動の成果発表や伝承活動に対する支援・協力 ・指導者情報の提供 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成「つなぐ」 | ・施設活用・活動状況の情報提供・登録 ・コーディネート活動の周知普及・活動協力 ・文化施設間の協働による利便性の向上 |

○ 市町村の主な役割

市町村は各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画・活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその伝承を支援する機能の一層の充実を期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|-------------------------------|---|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | ・資源の把握・提供 ・伝統芸能等の保存 ・市町村文化芸術情報の発信 ・図書館等への資料配架・活用勧奨 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備「楽しむ」 | ・アドバイザー適任者の推薦 ・アドバイザーへの情報提供・支援 ・文化芸術による地域振興検討時におけるアドバイザー活用 ・制度の周知普及協力 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援「育む」 | ・公的支援制度の周知及びアドバイス ・学校教育における文化芸術鑑賞事業の支援 ・文化芸術の発表や交流に対する支援 ・学校と地域人材の橋渡し ・地域の伝統芸能の支援 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成「つなぐ」 | ・支援をコーディネートできる人材の推薦 ・市町村の公的支援制度の情報提供・登録 ・コーディネート活動の周知普及・活動協力 ・企業メセナ活動の推奨・普及 ・文化芸術活動の推奨等 |

○ 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興基本条例に定められている責務を十分に果たすとともに、県民が一体となった文化芸術の振興に向けて、それぞれが期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

【文化芸術振興基本条例に定められている責務】

| 県の主な責務 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施策の総合的策定・実施(第3条第1項、第6条、第7条、第8条) ・国・市町村等との連携・協力(第3条第2項) ・県民の認識・理解の促進(第9条) ・総合的把握・記録の整備(第10条) ・文化財等の保存・活用(第11条) ・創造活動に対する支援(第12条) ・発信等の充実(第13条) ・人材の育成(第14条) ・支援活動の促進(第15条) ・県民・団体・市町村等の連携の促進(第16条) ・文化施設の利便性の向上・充実(第17条) ・歴史的・文化的な景観の保全・活用の推進(第18条) ・顕彰の実施(第19条) ・必要な財政上の措置(第20条) |

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

| 主な施策方向 | 主な役割の例 |
|--------------------------------|--|
| 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 「彩る」 | <ul style="list-style-type: none"> ・配信システムの整備 ・情報の網羅的把握、文化芸術資源の総合調査 ・提供コンテンツの編成・運用 ・活動成果の収集発信 ・文化芸術と景観との情報編成 ・バーチャルコンテンツの整備 ・動画等の資料整備 ・情報の冊子化・DVD化 |
| 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 「楽しむ」 | <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの設置・委嘱 ・アドバイザーの研修機会の確保 ・アドバイザー活動の基盤情報の提供・DB化 ・アドバイザー制度の周知普及 |
| 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援 「育む」 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的支援制度の改善 ・文化芸術鑑賞事業の拡充 ・文化芸術活動支援事業の展開 ・後継者養成等の研修実施 ・文化芸術の発表や交流の場の確保 ・学校における文化伝承への支援 ・民俗芸能団体のネットワーク化の支援 |
| 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成 「つなぐ」 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援要望・支援資源を登録・発信できるシステムの整備 ・公的支援情報の収集・DB化 ・支援をコーディネートする人材の委嘱 ・企業メセナ活動の推奨・普及 ・文化芸術活動支援にかかる関係者のネットワーク化・支援 |



旧盛岡高等農林学校本館(盛岡市)

V 5年後の姿と実施効果の評価

前章では、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現するための「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信～彩る～」、「文化芸術と住民との交流支援体制の整備～楽しむ～」、「豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援～育む～」、「文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成～つなぐ～」の4つの施策方向に基づく取組を強化していくことが大切であることを述べていますが、ここでは、その取組の結果5年後にどのような状態になることを目指すのかを明らかにしています。

もとより、施策方向に基づく各種取組を着実に実行することが大切ですが、各取組を実行・検証するに当たり、常に目標とする5年後の状態を念頭に置き、さまざまに変化する内外の社会・経済情勢に的確に対応できるよう、その時々で最良の方法を取ることが大切であると考えます。

1 5年後の姿

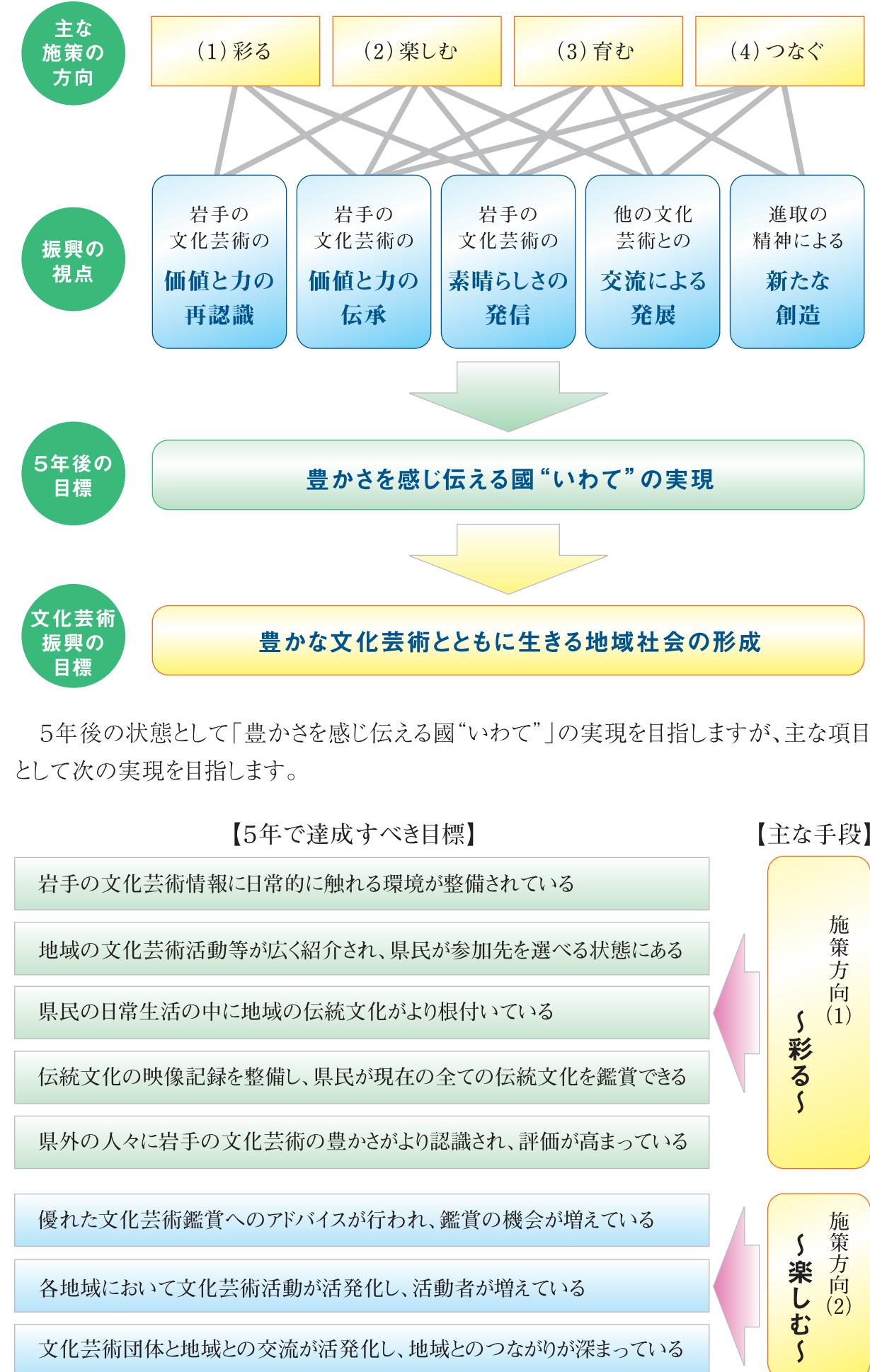
この指針は、5年後の姿として、現在よりも、地域の方々が岩手の文化芸術の豊かさをより実感し、その感銘が自らの文化・芸術活動や支援活動につながり、更には現在活躍されている方々の励みとなる社会風土が強まっていることを目指します。

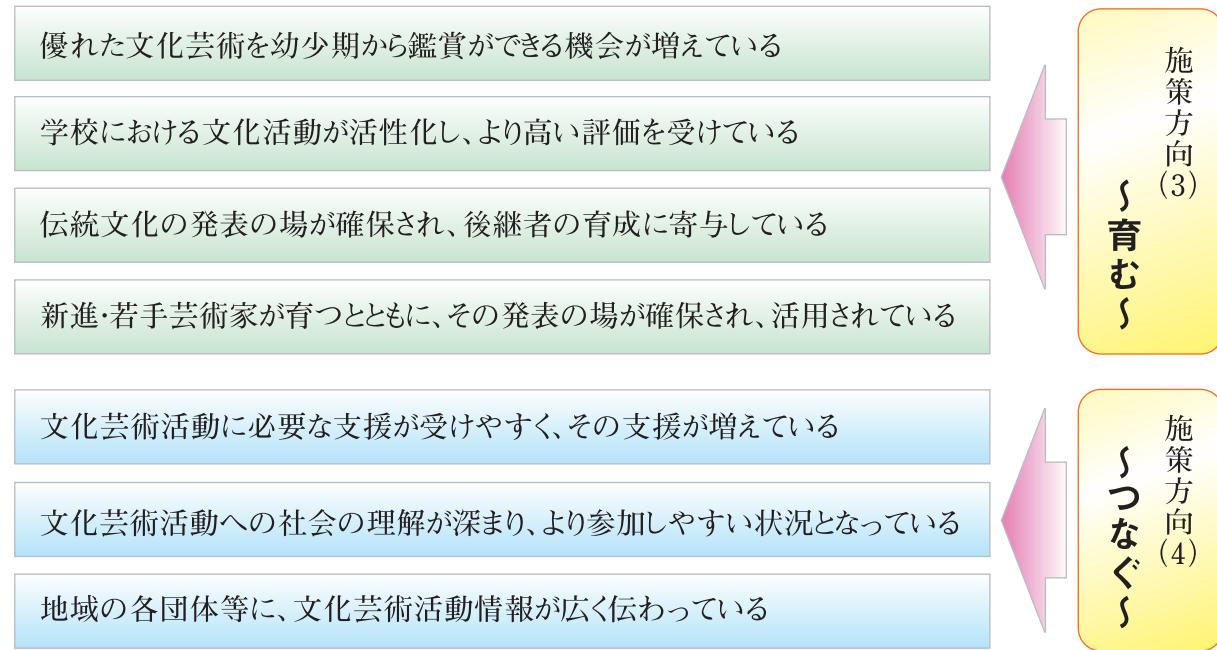
また、その豊かさを地域内外の人々や次の世代の方々に自発的に伝えることによって、地域の魅力が高まり、そこで生活している方々の地域への愛着が深まり、地域での支え合いの文化がより醸成されるとともに、外の方々からの評価が高まり地域振興につながっていることも大切です。

この指針の「豊かさを感じ伝える國“いわて”」は、この目指す状態を示しているものです。



蔵町モール（奥州市）





2 実施効果の評価

5年後の姿を実現できているかどうか、この指針の期間満了時に実施効果の評価を行うことが重要ですが、予め主な評価項目を定めることにより、期間途中においても随時実行状況の検証を行い、進捗状況が思わしくない項目に対する対策を臨機応変に講じることが大切であると考えます。

このため、この指針においては、次の各項目を実施効果を判定する主な項目として取り上げることとします。

なお、これらを評価するために、期間当初及び終了後において、現在の調査で不足する必要な調査を実施することが必要です。

主な施策方向(1) ~彩る~ 関係

- 1) 文化芸術に関するホームページが歳時的に網羅され、使いやすいものとなっているか
- 2) 岩手の文化芸術を広く紹介する冊子が各地図書館等に配架され、利用可能か
- 3) 文化芸術の映像記録が計画的になされ、記録のないまま途絶えたものがないか
- 4) 公的に作成した映像記録が、広く県民が活用できる状態にあるか
- 5) 文化芸術が個別ではなく、他の文化芸術、景観等と一体的に情報提供されているか
- 6) 生活文化分野における情報発信は、実践できるような紹介になっているか

7) ホームページ上で文化芸術団体や活動者、施設等からの発信ができているか

8) 岩手の文化芸術の豊かさが県外に発信され、国内外の認識が高まっているか

- ・世界文化遺産登録、新規文化財指定件数、各種コンクール等の入選等で評価
- ・県外からの文化芸術関係施設等への観光客の入込数等で評価

9) 県の文化芸術発信のホームページのアクセス数が伸びているか

主な施策方向(2) ~楽しむ~ 関係

- 1) 各広域圏に、適任のアドバイザーが配置され活用されているか
- 2) 文化芸術の鑑賞者数が増えているか
- 3) 各地域の文化芸術活動への参加者は増えているか
- 4) 各地域の文化芸術活動団体数は増えているか
- 5) 希望する地域において、文化芸術を核とした地域振興体制ができているか
- 6) 各地域において、文化芸術団体と地域との交流会が開催されているか

主な施策方向(3) ~育む~ 関係

- 1) 公共的支援資金の活用が高まっているか
- 2) 学校教育における文化芸術鑑賞の機会が増えているか
- 3) 新進・若手芸術家が育ち、県内外で新たに活動している者が現れているか
- 4) 地理的条件等による不利益を解消する事業が展開され、鑑賞者数が増えているか
- 5) 学校教育において地域と連携した伝統文化への取組が強化され、活性化しているか
- 6) 地域の伝承活動を発表する機会が増えているか
- 7) 民俗芸能団体のネットワークが形成され、民俗芸能全体の活性化につながっているか

主な施策方向(4) ~つなぐ~ 関係

- 1) 文化芸術活動に対する支援ネットワークが各地区でできているか
- 2) 文化芸術活動に対する支援量(金額・人数等)は増えているか
- 3) 文化芸術活動を行う際必要な場所等の確保が困難なケースが減っているか
- 4) 行政機関(市町村・県・公的機関等)相互の連絡調整体制が強化されているか
- 5) 文化芸術施設相互の連絡調整が強化され、より効果的な施設活用ができているか
- 6) NPO法人等文化芸術の支援を行う用意のある団体が増えているか
- 7) 企業メセナが活発になり、文化芸術活動への支援が増えているか
- 8) 文化芸術活動への理解が深まり、雇用者等への勤務上の配慮が増えているか



○ 岩手県文化芸術振興指針の骨子

この骨子は、これまで述べてきた指針の主要な内容について補追・整理し、簡略に箇条書きにまとめたものです（岩手県文化芸術振興基本条例と重複する部分については記載しておりません。）。

岩手県文化芸術振興指針骨子

1 策定の趣旨等

（1）策定の趣旨

この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年条例第5号）第5条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について定めることを目的とする。

（2）指針の位置づけ

岩手県が文化振興施策を実施するときは、原則としてこの指針に定める目標及び方向に基づき行うものとする。

（3）目標達成期間

この指針に定める目標は、平成25年度末までに達成できるよう努めるものとする。

（4）達成状況の把握及び指針の修正

1) この指針の達成状況は毎年度岩手県文化芸術振興審議会において審議するものとする。

2) 岩手県文化芸術振興審議会は、目標達成期間終了後にその達成状況を評価し、次期指針を策定するほか、毎年度の目標の達成状況及び社会経済状況等の変化に応じ、指針の改定を行うものとする。

2 文化芸術振興上の課題、目指すべき姿及び目標

本県の文化芸術を振興する上での各分野の主な課題、目指すべき姿及び今後5年で目指すべき目標は次のとおりである。

（1）芸術・芸能分野

1) 主な現状と課題

- ① 地域の芸術・芸能にどんなものがあるか分かりにくい。
- ② 文化芸術と県民をつなぐ力が弱い、鑑賞の機会が少ない。
- ③ 活動や発表が十分にできない。
- ④ 次代の文化芸術の担い手の育成が十分でない。
- ⑤ 団体としての活動が難しくなっている。
- ⑥ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である。

2) 目指すべき理想の姿

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ちあふれ、誇りとなつているほか、無理ない負担で鑑賞できている。また、希望すれば、芸術・芸能活動を始めることができる環境にある。
- ② 県民が優れた芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、さまざまな希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介・橋渡しが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。
- ⑤ 特定の芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者・県民・行政等が一体となった取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が地域活性化の成果を上げている。

3) 目標達成期間内に達成すべき目標

- ① 家庭や身近な図書館等において、地域の文化芸術情報を気軽に収集できること。
- ② 文化芸術の鑑賞について紹介・アドバイス等が行われるとともに、県民が気軽に鑑賞できること。
- ③ 学校において十分な鑑賞の機会が確保されるとともに、文化芸術活動が活性化し、次代の担い手が育っていること。
- ④ 芸術・芸能活動を行う団体に対する支援を行う団体・企業・行政等のネットワークが構築され、機能し始めていること。

⑤ 特定の芸術・芸能による地域振興を目指す地域において、活動者・県民・行政が一体となった推進体制が整っているとともに、メディア芸術等の発信力を生かした具体的な取組が始まっていること。

(2) 伝統文化分野

1) 主な現状と課題

- ① 地域にどのような伝統文化があるのか分からなくなってきたこと。
- ② 伝統文化を継承する地域の力が弱まっている。
- ③ 伝統文化を継承していくための活動費用が十分とはいえない。
- ④ 民俗芸能の指導者や参加者の高齢化が進み、伝承に支障を来している。
- ⑤ 伝承活動や発表の機会が少なくなってきたこと。
- ⑥ 個々の民俗芸能に関する映像的な記録が活用されていない。

2) 目指すべき理想の姿

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動等の伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮が行われ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。
- ④ 全ての無形文化財の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。

3) 目標達成期間内に達成すべき目標

- ① 地域の伝統文化を時節ごとに理解でき、日々の生活に伝統文化を取り入れることができる。
- ② 早急に映像等に記録されるべき伝統文化の記録が行われ、映像記録等がインターネットや近隣の図書館等で活用できること。
- ③ 希望する活動団体について、地域外で発表・交流する機会が確保され、参加支援も行われ始めていること。
- ④ 全ての活動団体について、地域で発表する機会が確保されていること。
- ⑤ 地域の公共施設を容易に活用できること。
- ⑥ 地域・学校・団体・企業・行政等が伝統文化活動を支える具体的な支援・配慮等が実施され始めていること。

(3) 生活文化分野

1) 主な現状と課題

- ① 地域の生活文化に対する意識が薄れつつある。
- ② 日常で生活文化を伝える場面が減少しつつある。
- ③ 生活文化の保存が十分になされていない。
- ④ 地域の生活文化を体験できる機会が少ない。
- ⑤ 地域間交流・情報交換等の場面が少ない。

2) 目指すべき理想の姿

- ① 各地域の住民が、その地域の文化・伝統・言葉・風習・食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において擬似体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理・紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 各地域や広域において、生活文化に関する交流会等が開催され、相互の情報交換等によりその活動が活性化できる場となっている。

3) 目標達成期間内に達成すべき目標

- ① 各地域特有の衣食住等にかかる生活様式の記録を整備し、インターネットや近隣図書館で活用できること。
- ② 各地域の生活文化の主なものについて、インターネット等による対外発信を行っていること。
- ③ 希望する活動団体について、地域内外で発表・交流する機会が確保され、参加支援も行われ始めていること。
- ④ 地域の生活文化にかかるサークル活動等が整理・発信され、参加できる状態にあること。

3 主な施策の方向

2に掲げる目標を達成するため、今後5年間に展開する事業が拠るべき、主要な施策の方向は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 | ～彩 る～ |
| (2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 | ～楽しむ～ |
| (3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援 | ～育 む～ |
| (4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成 | ～つなぐ～ |

4 県民が一体となった文化芸術の振興

文化芸術の振興施策を展開するに当たっては、隨時、活動団体・活動者等の意見を聴取し、関係部門が一体となって岩手県文化芸術振興基本条例に定める責務を十分に果たすとともに、学校をはじめとする教育機関、市町村、産業団体等との十分な連携を図り、県民が一体となった文化芸術の振興に向けて、関係者がその役割を十分に担えるよう必要な支援を行うものとする。

- ② 文化芸術情報の冊子化と各地域公共施設への配架及び活用度
- ③ 文化芸術の映像記録化の進捗
- ④ 文化芸術の映像記録の一般活用度
- ⑤ 総体的に認識できる文化芸術情報の発信度合い
- ⑥ 生活文化等の実践誘導の状況
- ⑦ 活動者、施設等からの情報発信の活性化の度合い
- ⑧ 県外からの公の評価の獲得や来県者の増加度
- ⑨ ホームページの閲覧数

5 文化芸術振興の目標

(1) 文化芸術振興の目標

この指針により実現すべき、本県の文化芸術全般にかかる5年で達成すべき目標は次のとおりとする。

- 1) 岩手の文化芸術情報に日常的に触れることのできる環境整備の完了
- 2) 地域の文化芸術活動等が広く紹介され、県民が参加先を選ぶことのできる環境整備の完了
- 3) 県民の日常生活の中に地域の伝統文化がより根付いている状態の実現
- 4) 伝統文化の映像記録の計画的整備による現存情報の保持(情報逸失の阻止)・発信
- 5) 文化芸術情報の県外への発信の充実による本県への評価の上昇
- 6) 優れた文化芸術鑑賞を紹介する窓口の設置完了による文化芸術鑑賞機会の増加
- 7) 文化芸術活動者の増加
- 8) 文化芸術団体と地域との交流機会の創設
- 9) 幼少期における優れた文化芸術鑑賞機会の増加
- 10) 学校における文化活動の活性化と高い評価の獲得
- 11) 伝統文化の発表の場及び後継者の確保
- 12) 新進・若手芸術家の活躍
- 13) 文化芸術活動に対する支援の増加
- 14) 文化芸術活動参加への社会的配慮の獲得
- 15) 地域の各団体等における文化芸術活動情報の流通の拡大

(2) 指針実施効果の評価項目

この指針の実施状況を把握・検証するため設定する評価項目は次のとおりとする。

- 1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信関係
 - ① 文化芸術に関するホームページの歳時的・総体的編成度合いとユーザビリティの向上

2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備関係

- ① 各広域圏ごとのアドバイザーの設置完了
- ② 文化芸術鑑賞者数の増加度合い
- ③ 文化芸術活動への参加者数の増加度合い
- ④ 文化芸術団体数の増加度合い
- ⑤ 文化芸術を核とする地域振興支援体制の構築度合い(希望する地域のみ)
- ⑥ 各地域における、文化芸術団体と地域との交流会の開催度合い

3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援関係

- ① 公共的支援資金の活用度合い
- ② 学校教育における文化芸術鑑賞事業の実施状況
- ③ 新進・若手芸術家の育成度合い
- ④ 地理的条件等の不利益解消事業の充実度合い
- ⑤ 地域と学校との連携による伝統文化活動の充実度合い
- ⑥ 伝統文化活動の発表機会の増加の度合い
- ⑦ 民俗芸能団体のネットワーク化の完了とその活動の状況

4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成関係

- ① 文化芸術活動に関する地域の総合的ネットワークの構築完了
- ② 文化芸術活動に関する支援量の増加割合
- ③ 文化芸術活動場所等の確保の容易度
- ④ 行政機関相互の連絡調整体制の強化の状況と協働状況
- ⑤ 文化芸術施設相互の連絡調整体制と施設活用度の向上度合い
- ⑥ 文化芸術団体に各種支援を行う団体等の増加の割合
- ⑦ 企業メセナによる支援の増加
- ⑧ 雇用者による被雇用者等の文化芸術活動に対する配慮・支援の増加の度合い

資料1 岩手県文化芸術振興基本条例(平成20年3月27日公布)

目次

前文

第1章 総則(第1条ー第4条)

第2章 文化芸術振興指針(第5条)

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

 第1節 文化芸術の振興(第6条ー第8条)

 第2節 文化芸術の認識及び創造(第9条ー第12条)

 第3節 文化芸術の発信等(第13条)

 第4節 文化芸術の基盤整備(第14条ー第17条)

 第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等(第18条)

 第6節 顕彰(第19条)

 第7節 財政上の措置(第20条)

第4章 岩手県文化芸術振興審議会(第21条ー第26条)

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる。豊かな文化芸術とともに生きていくことは、私たちの変わらない願いである。

ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティを形成してきた。

自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆の大切さが強く意識されている今日においてこそ、このような岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させていくことは、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つと確信する。

また、岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稻造をはじめ多くの優れた人材を輩出してきた。私たちは、これら先人たちの進取の魂を受け継ぎ、交流を通じて、多様な文化芸術を新たに創造していくなければならない。

ここに私たちは、文化芸術の価値を認識し、これをはぐくみ、新たに創造し、次世代に継承していくことにより、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等(国及び地方公共団体以外の団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策(以下「文化芸術振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた県内外の地域間の交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。)その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国、市町村等との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民及び民間団体等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化芸術振興指針

第5条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興指針を定めるものとする。

2 文化芸術振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

- 3 県は、文化芸術振興指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 県は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興

(芸術及び芸能の振興)

- 第6条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。)その他の芸術及び歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(伝統文化の振興)

- 第7条 県は、伝統文化(文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術をいう。以下同じ。)の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(生活文化の振興)

- 第8条 県は、生活文化(茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 文化芸術の認識及び創造

(文化芸術の認識及び理解)

- 第9条 県は、県民が地域における文化芸術を認識できるように必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県民が地域における伝統文化の系譜、由来等に関する学習又は研究を通じて文化芸術に関する理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(文化芸術の総合的把握及び記録)

- 第10条 県は、文化芸術の活用を促進するため、地域における文化芸術を総合的に把握し、及び記録するよう努めるものとする。
(文化財等の保存及び活用)

- 第11条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(文化芸術創造活動に対する支援等)

- 第12条 県は、県民による自主的な文化芸術を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3節 文化芸術の発信等

- 第13条 県は、本県の文化的魅力を高めるため、地域における文化芸術に関する情報を効果的に発信するとともに、文化芸術活動の成果を発表する機会及び文化芸術を通じた交流の機会の充実を図るよう努めるものとする。

第4節 文化芸術の基盤整備

(人材の育成)

- 第14条 県は、文化芸術活動を担う人材を育成するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるよう努めるものとする。
 - (1) 県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実
 - (2) 学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実
 - (3) 伝統芸能等の後継者の育成
(文化芸術活動に対する支援等)

- 第15条 県は、県民及び民間団体等の文化芸術活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動(個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他の文化芸術活動に対する県民及び民間団体等の支援活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(連携の促進)

- 第16条 県は、文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村の連携が図られるよう配慮しなければならない。
(文化施設の活用及び充実)

- 第17条 県は、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設が県民に文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確保等利便性の向上に努めるものとする。

- 2 県は、自らの設置に係る文化施設が、それぞれの目的に応じて地域における文化芸術活動を支援し、又は文化芸術を発信する場となるよう、その充実に努めるものとする。

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等

- 第18条 県は、地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第6節 顕彰

- 第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものとの顕彰に努めるものとする。

第7節 財政上の措置

- 第20条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 岩手県文化芸術振興審議会

(設置)

- 第21条 知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項
(組織)

第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから14人以内を、岩手県文化財保護審議会の委員のうちから2人を、それぞれ教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第24条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 審議会は、第21条の調査審議に際し必要と認める場合には、岩手県文化財保護審議会の意見を聞くものとする。
(庶務)

第25条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成20年5月1日から施行する。

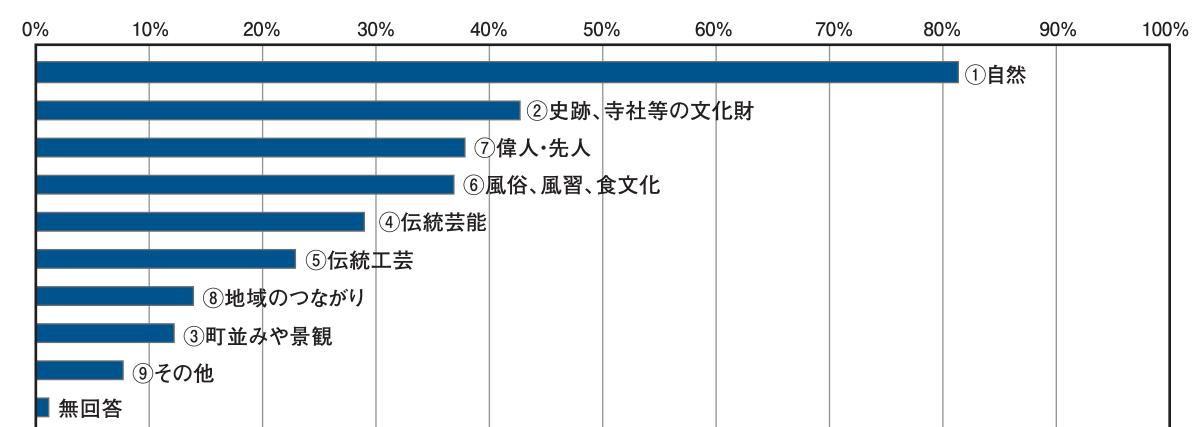
資料2 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへのご協力をお願いしている銀河系いわてモニターの方々に文化芸術に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

| 調査設計 | 調査地域 | 岩手県全域 |
|------|-------|-------------------|
| | 調査対象 | 平成19年度銀河系いわてモニター |
| | 標本数 | 299名 |
| | 調査方法 | 調査紙郵送法 |
| | 調査時期 | 平成19年7月 |
| | 調査主体 | 岩手県(地域振興部NPO・国際課) |
| 回収結果 | 有効回答数 | 268名 |
| | 有効回収率 | 89.6% |

1 「岩手らしさ」から連想する事柄

| | |
|----|--|
| 設問 | あなたにとっての「岩手らしさ」(県外や世界に誇れるもの)とはどのようなものですか。次の中から3つまで選んで、その番号と具体的に思い浮かべたもの(⑧を除く。)を回答欄に記入してください。 |
| | <p>① 自然(具体例)) ② 史跡、寺社、美術工芸品等の文化財(具体例)) ③ 町並みや景観(具体例)) ④ 伝統芸能(具体例)) ⑤ 伝統工芸(具体例)) ⑥ 風俗、風習、行事、祭り、方言、食文化などの生活文化(具体例)) ⑦ 偉人・先人(具体例)) ⑧ 地域のつながり(結い)や人情味あふれる県民性) ⑨ その他()</p> |

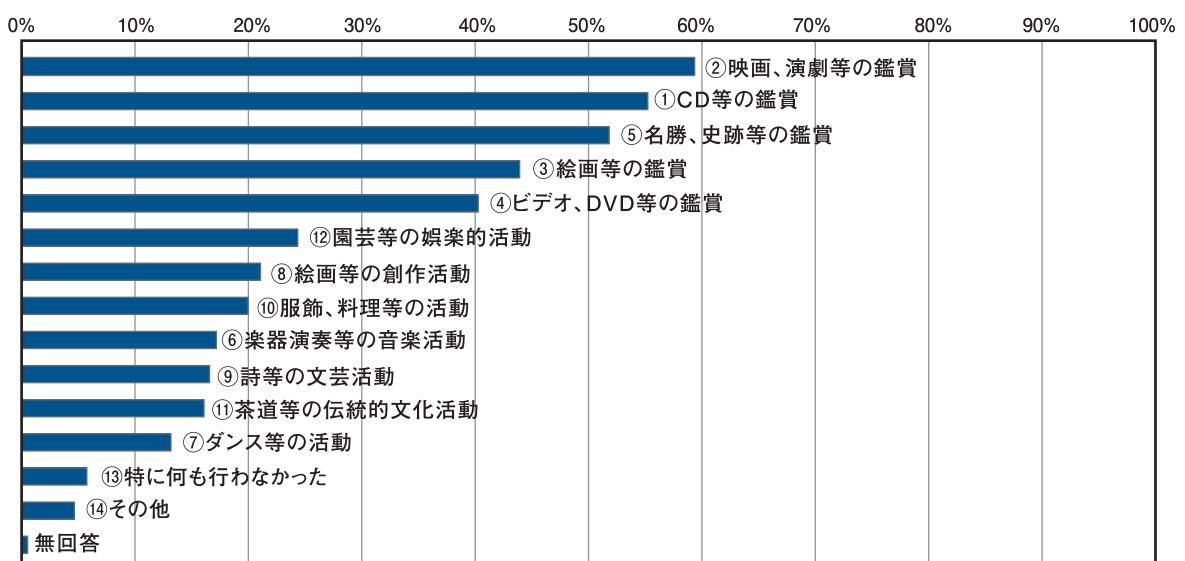


2 文化芸術活動への参加の有無

設問

あなたがここ1年間で行った文化芸術鑑賞や文化芸術活動の種類を次の中からすべて選んで、その番号を回答欄に記入してください。

- ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞
- ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞
- ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞
- ④ ビデオ、DVD等の鑑賞
- ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞
- ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動
- ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動
- ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動
- ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動
- ⑩ 服飾、料理等の活動
- ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動
- ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動
- ⑬ 特に何も行わなかった
- ⑭ その他

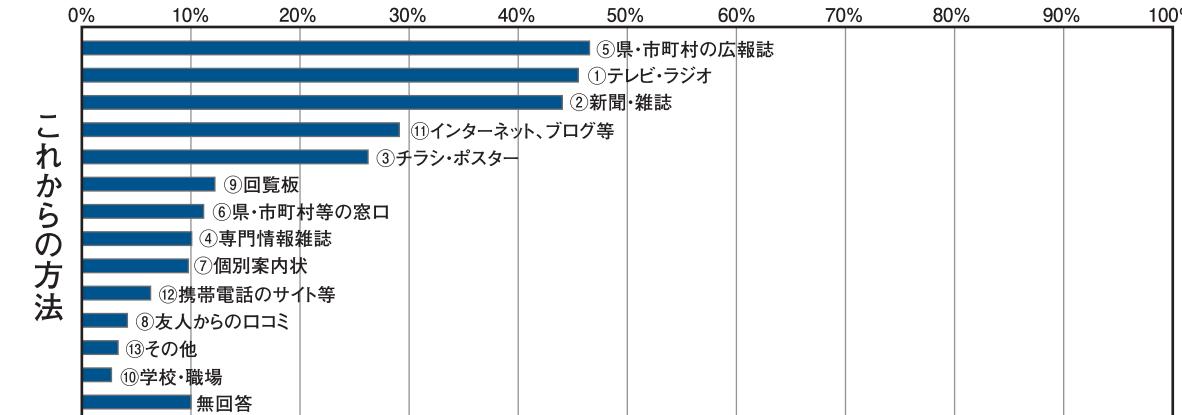
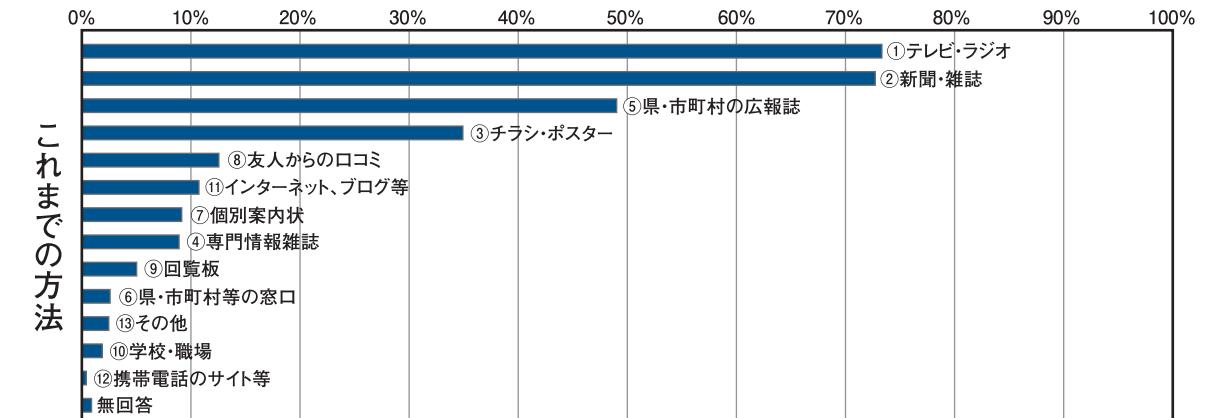


3 文化芸術活動の情報収集の方法

設問

あなたは、文化芸術に関する情報を主にどのようなものから入手していますか。これまでの入手方法と、これから充実を望む入手方法について、次の中から3つまで選んでその番号を回答欄にそれぞれ記入してください。(これまでの入手手段と充実を望む入手方法は重複しても構いません。)

- ① テレビ・ラジオ
- ② 新聞・雑誌
- ③ チラシ・ポスター
- ④ 専門情報雑誌
- ⑤ 県・市町村の広報誌
- ⑥ 県・市町村等の窓口
- ⑦ 個別案内状
- ⑧ 友人等からの口コミ
- ⑨ 回覧板
- ⑩ 学校・職場
- ⑪ インターネット、ブログ等
- ⑫ 携帯電話のサイト等
- ⑬ その他

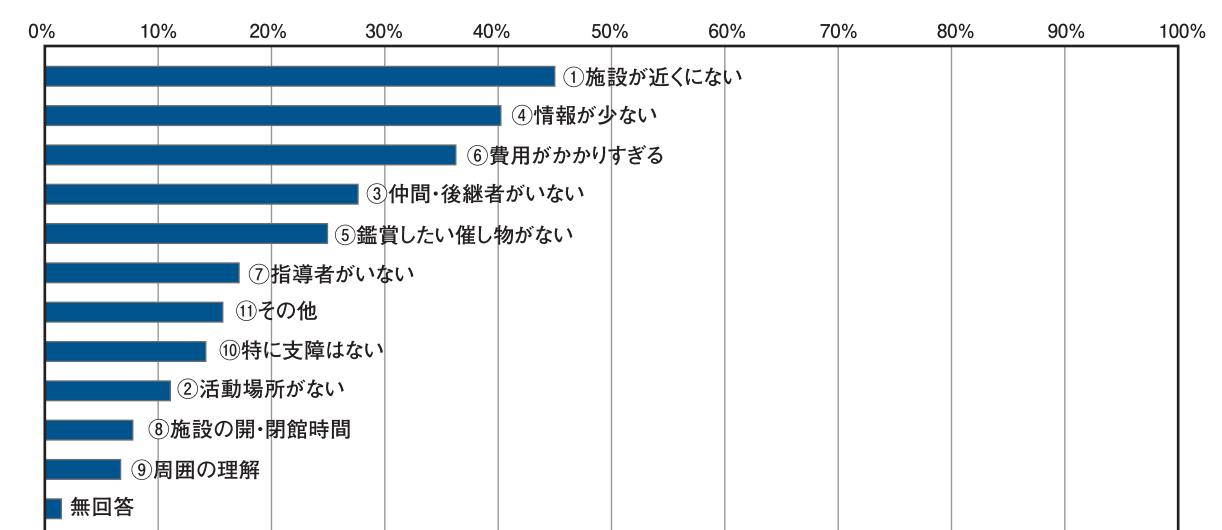


4 文化芸術活動に参加する際に支障となる事柄

設問

あなたが文化芸術鑑賞や文化芸術活動を行ううえで支障となっていることは何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んで、その番号を回答欄に記入してください。

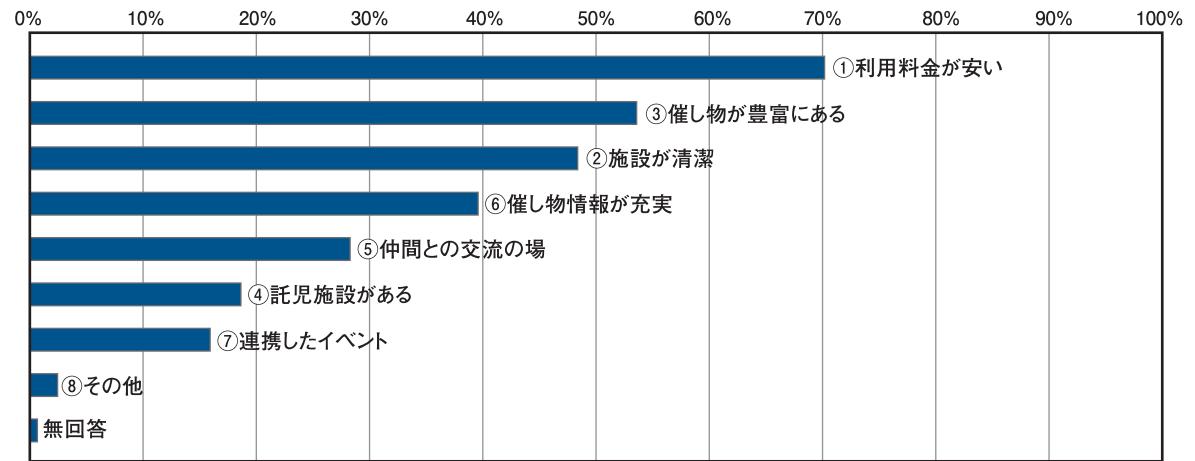
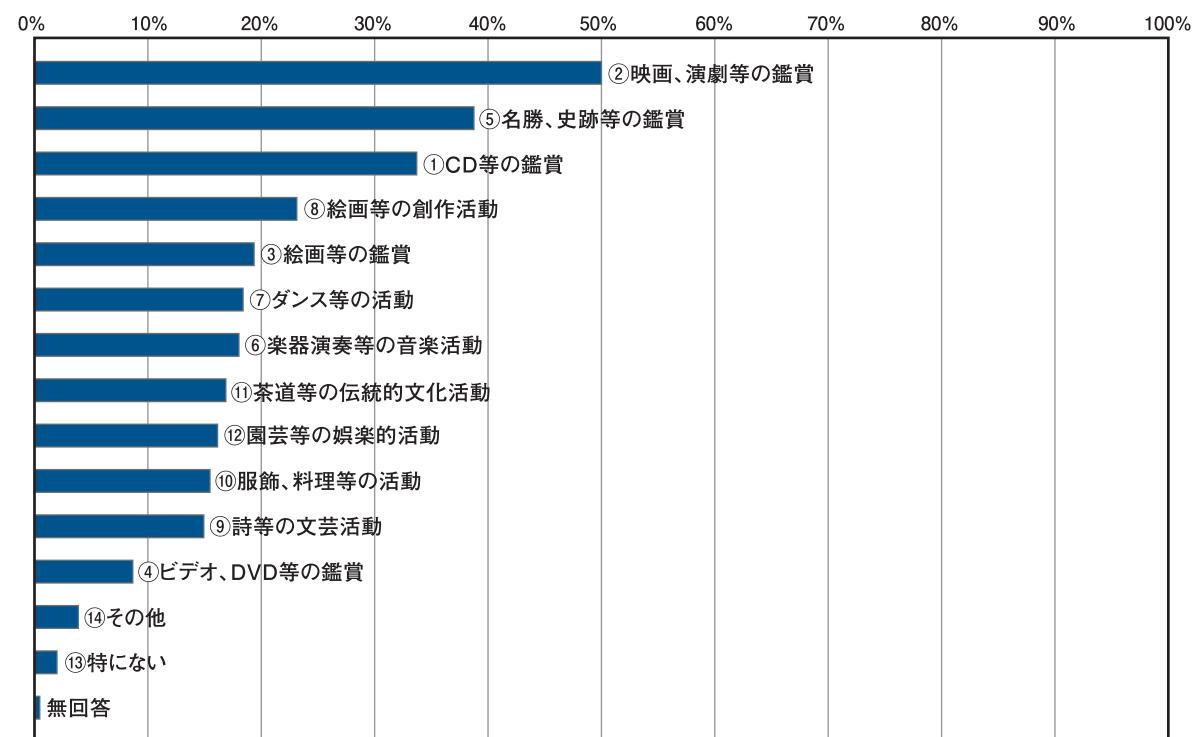
- ① 鑑賞できる施設が近くない
- ② 練習場所、会議室など活動場所がない
- ③ 一緒に鑑賞・活動を楽しむ仲間・後継者がいない
- ④ 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい
- ⑤ 鑑賞したい催し物がない
- ⑥ 費用がかかりすぎる
- ⑦ 指導者がない
- ⑧ 文化施設等の開・閉館時間が適当でない
- ⑨ 文化芸術活動をする際に周囲の理解が得られない
- ⑩ 特に支障となるものはない
- ⑪ その他



5 今後行いたい文化芸術活動

設問 あなたが今後行ってみたい文化芸術鑑賞や文化芸術活動はどのようなものですか。次の中から3つまで選んで、その番号を回答欄に記入してください。

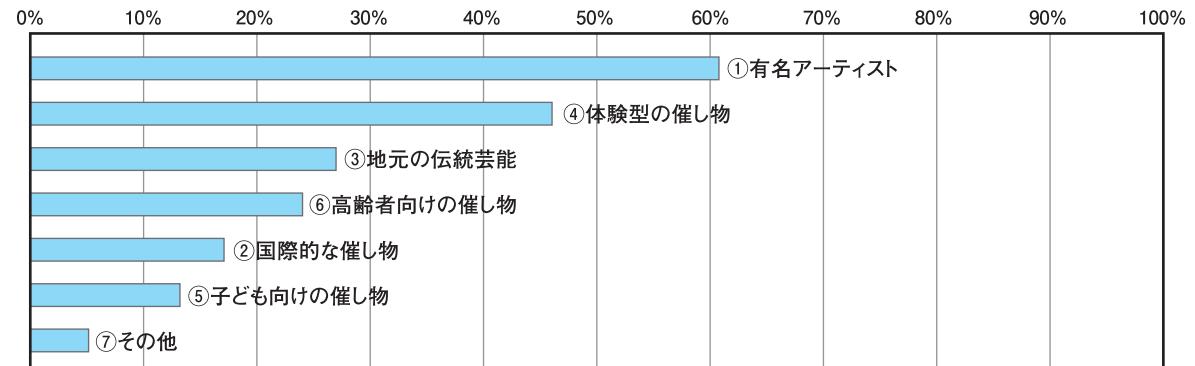
| | |
|-------------------------|-------------------------|
| ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞 | ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動 |
| ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞 | ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動 |
| ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞 | ⑩ 服飾、料理等の活動 |
| ④ ビデオ、DVD等の鑑賞 | ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動 |
| ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞 | ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動 |
| ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動 | ⑬ 特にない |
| ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動 | ⑭ その他 |



【参考】充実してほしい催し物

設問 次の中でもっと充実させてほしい催し物はどれですか。次の中から選んで、その番号を回答欄に記入してください。

| | |
|----------------------|-------------|
| ① 有名アーティストなどが出演する催し物 | ⑤ 子供向けの催し物 |
| ② 國際的な催し物 | ⑥ 高齢者向けの催し物 |
| ③ 地元の伝統芸能などの催し物 | ⑦ その他() |
| ④ 体験型の催し物 | |



6 公共的文化施設の利用促進方法

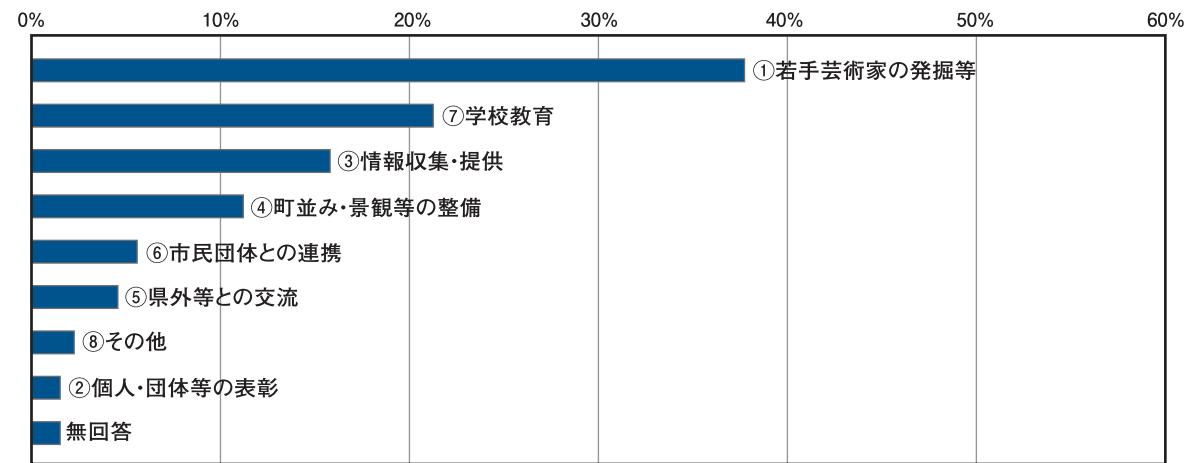
設問 あなたが公共的文化施設を利用する際にこうあってほしい、または、こうあるべきであると思うものはどのようなものですか。次の中から3つまで選んで、その番号を回答欄に記入してください。

- ① 利用料金が安い
- ② 施設が清潔で職員の対応がよい
- ③ 催し物が豊富にある
- ④ 託児施設がある
- ⑤ 活動や鑑賞する際の仲間との交流の場がある
- ⑥ 催し物の情報が充実している・検索しやすい
- ⑦ 地域の自治会や学校と連携したイベントを開催している
- ⑧ その他

7 本県の文化芸術活動の振興に必要な行政の対応

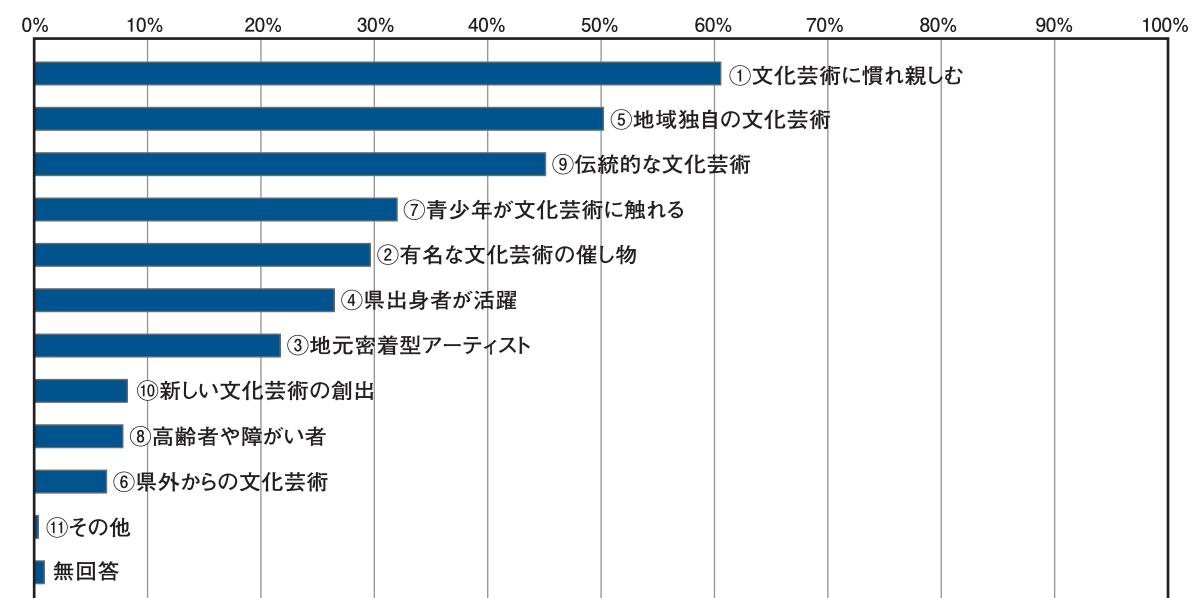
設問 文化芸術の担い手が県民であるという基本的認識に立ったとき、行政のサポートとしてどのようなものがもっと大切だと考えますか。次の中から1つ選んで、その番号を回答欄に記入してください。

- ① 若手芸術家・後継者の発掘・育成、指導者の養成・派遣
- ② 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ③ 文化芸術についての情報収集・提供
- ④ 町並み・景観等の整備
- ⑤ 県外の地域や海外等との文化芸術の交流
- ⑥ ボランティア団体やNPO法人等の市民団体との連携
- ⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充
- ⑧ その他



8 岩手の文化芸術にかかる将来像・理想像

| | |
|----|--|
| 設問 | 岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだとお考えですか。次の中から3つまで選んで、その番号を回答欄に記入してください。 |
| ① | 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿 |
| ② | 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われる姿 |
| ③ | 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿 |
| ④ | 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿 |
| ⑤ | 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿 |
| ⑥ | 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿 |
| ⑦ | 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿 |
| ⑧ | 高齢者や障がい者が文化芸術に積極的に関わっている姿 |
| ⑨ | 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿 |
| ⑩ | 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿 |
| ⑪ | その他 |



資料3 県の施策に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県調査統計課が行った県民意識調査から文化芸術振興に関する部分を抜粋したものです。

| | | |
|------|--------|--------------------|
| 調査設計 | 調査地域 | 岩手県全域 |
| | 調査対象 | 県内に居住する20歳以上の男女 |
| | 調査対象者数 | 5,000人 |
| | 抽出方法 | 選挙人名簿等からの層化二段無作為抽出 |
| | 調査方法 | 設問票によるアンケート調査(郵送法) |
| | 調査時期 | 平成20年1~2月 |
| | 調査主体 | 岩手県(総合政策室調査統計課) |
| 回収結果 | 有効回答数 | 3,117人 |
| | 有効回収率 | 62.3% |

設問 調査項目の現在の状態について、あなたはどれくらい満足していますか。
調査項目の状態を実現することが、あなたの暮らしにとってどれくらい重要と考えますか。

| 政策の6本の柱等 | No. | 項目 | 政策の6本の柱等 | No. | 項目 |
|-----------------------|-----|-------------------|--------------------|-----|-----------------|
| ①地域に根ざし世界に挑む産業の育成 | 1 | 県内経済の活性化 | ⑤『ふるさとづくり』を担う人材の育成 | 21 | 子どもの体力向上 |
| | 2 | 地域資源を活用した製品開発・販売 | | 22 | 全ての子どもが学べる環境 |
| | 3 | 魅力ある観光地づくり | | 23 | 県出身スポーツ選手の活躍 |
| | 4 | 海外での県産品の販路拡大 | | 24 | 大学の地域社会貢献 |
| | 5 | 次世代を担う産業人材育成 | | 25 | 市民活動へ参加しやすい社会 |
| | 6 | 安定した就職環境 | | 26 | 移住や来訪による地域活力向上 |
| | 7 | 商店街のにぎわい | | 27 | 環境関連技術を活用した産業活動 |
| ②日本の食を守る『食料供給基地岩手』の確立 | 8 | 農山漁村の活力 | ⑥世界に誇れる『岩手の環境』の実現 | 28 | 新エネルギー利用 |
| | 9 | ニーズにあった農林水産物の産地形成 | | 29 | 地域での温暖化防止の取組 |
| | 10 | 農林水産物のブランド確立 | | 30 | ごみ減量やリサイクルの定着 |
| | 11 | 適切な医療体制 | | 31 | 自然環境を大切にした生活 |
| ③『共に生きる岩手』の実現 | 12 | 安心な子育て環境整備 | | 32 | 郷土愛の向上に向けた取組 |
| | 13 | 高齢者や障害者に安心な地域づくり | | 33 | 地域や学校での文化芸術活動 |
| | 14 | 健康に関する相談・指導 | | 34 | 県外に続く道路整備 |
| | 15 | 充実した地域防災 | | 35 | 安全安心な生活道路 |
| ④総合的な防災対策と危機管理の徹底 | 16 | 犯罪への不安の少ない社会づくり | | 36 | 農林水産業の生産基盤整備 |
| | 17 | 交通事故の少ない社会づくり | | 37 | 災害に強い県土 |
| | 18 | 学校と地域との協力 | | 38 | 快適な住環境 |
| | 19 | 子どもの学力向上に向けた教育 | | 39 | 公共交通機関の維持・確保 |
| ⑤『ふるさとづくり』を担う人材の育成 | 20 | 人間性豊かな子どもの育成 | | 40 | 通信ネットワークの活用 |

満足度が高い項目

| 順位 | 6本の柱等 | 番号 | 項目 |
|----|-------|----|---------------|
| 1 | (6) | 33 | 地域や学校での文化芸術活動 |
| 2 | (5) | 18 | 学校と地域との協力 |
| 3 | 基 | 35 | 安全安心な生活道路 |
| 4 | 基 | 34 | 県外に続く道路整備 |
| 5 | (6) | 32 | 郷土愛の向上に向けた取組 |
| 6 | 基 | 40 | 通信ネットワークの活用 |
| 7 | (6) | 30 | ごみ減量やリサイクルの定着 |
| 8 | 基 | 38 | 快適な住環境 |
| 9 | (4) | 15 | 充実した地域防災 |
| 10 | (5) | 21 | 子どもの体力向上 |

満足度が低い項目

| 順位 | 6本の柱等 | 番号 | 項目 |
|----|-------|----|-------------------|
| 40 | (1) | 6 | 安定した就職環境 |
| 39 | (1) | 7 | 商店街のにぎわい |
| 38 | (2) | 8 | 農山漁村の活力 |
| 37 | (1) | 1 | 県内経済の活性化 |
| 36 | (1) | 5 | 次世代を担う産業人材育成 |
| 35 | (3) | 12 | 安心な子育て環境整備 |
| 34 | (3) | 13 | 高齢者や障がい者に安心な地域づくり |
| 33 | (6) | 29 | 地域での温暖化防止の取組 |
| 32 | (6) | 28 | 新エネルギー利用 |
| 31 | (3) | 11 | 適切な医療体制 |

重要度が高い項目

| 順位 | 6本の柱等 | 番号 | 項目 |
|----|-------|----|-------------------|
| 1 | (3) | 11 | 適切な医療体制 |
| 2 | (3) | 12 | 安心な子育て環境整備 |
| 3 | (3) | 13 | 高齢者や障がい者に安心な地域づくり |
| 4 | (1) | 6 | 安定した就職環境 |
| 5 | (5) | 20 | 人間性豊かな子どもの育成 |
| 6 | (4) | 16 | 犯罪への不安の少ない社会づくり |
| 7 | (4) | 17 | 交通事故の少ない社会づくり |
| 8 | (6) | 31 | 自然環境を大切にした生活 |
| 9 | 基 | 37 | 災害に強い県土 |
| 10 | (6) | 30 | ごみ減量やリサイクルの定着 |

重要度が低い項目

| 順位 | 6本の柱等 | 番号 | 項目 |
|----|-------|----|------------------|
| 40 | (1) | 4 | 海外での県産品の販路拡大 |
| 39 | (5) | 23 | 県出身スポーツ選手の活躍 |
| 38 | 基 | 40 | 通信ネットワークの活用 |
| 37 | 基 | 34 | 県外に続く道路整備 |
| 36 | (5) | 25 | 市民活動へ参加しやすい社会 |
| 35 | (6) | 33 | 地域や学校での文化芸術活動 |
| 34 | (1) | 3 | 魅力ある観光地づくり |
| 33 | (1) | 2 | 地域資源を活用した製品開発・販売 |
| 32 | (5) | 18 | 学校と地域との協力 |
| 31 | (6) | 32 | 郷土愛の向上に向けた取組 |

ニーズ度が高い項目

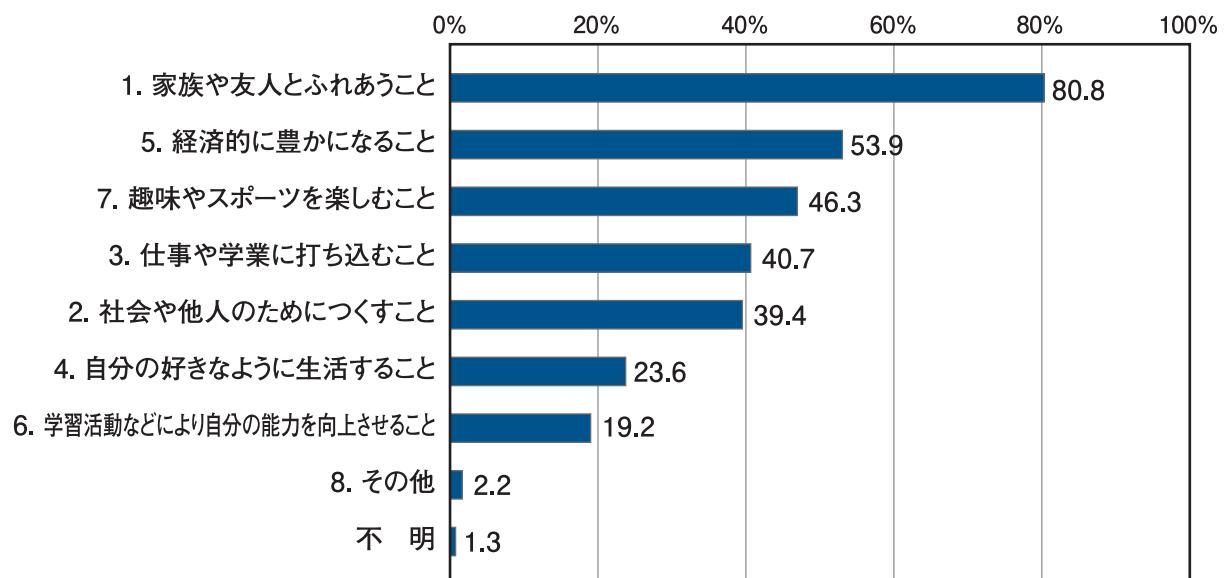
| 順位 | 6本の柱等 | 番号 | 項目 |
|----|-------|----|-------------------|
| 1 | (1) | 6 | 安定した就職環境 |
| 2 | (3) | 12 | 安心な子育て環境整備 |
| 3 | (1) | 7 | 商店街のにぎわい |
| 4 | (3) | 13 | 高齢者や障がい者に安心な地域づくり |
| 5 | (3) | 11 | 適切な医療体制 |
| 6 | (2) | 8 | 農山漁村の活力 |
| 7 | (2) | 5 | 次世代を担う産業人材育成 |
| 8 | (6) | 29 | 地域での温暖化防止の取組 |
| 9 | (6) | 28 | 新エネルギー利用 |
| 10 | (5) | 20 | 人間性豊かな子どもの育成 |

ニーズ度が低い項目

| 順位 | 6本の柱等 | 番号 | 項目 |
|----|-------|----|---------------|
| 40 | 基 | 34 | 県外に続く道路整備 |
| 39 | (6) | 33 | 地域や学校での文化芸術活動 |
| 38 | 基 | 40 | 通信ネットワークの活用 |
| 37 | (1) | 4 | 海外での県産品の販路拡大 |
| 36 | (5) | 18 | 学校と地域との協力 |
| 36 | (6) | 32 | 郷土愛の向上に向けた取組 |
| 36 | (5) | 23 | 県出身スポーツ選手の活躍 |
| 33 | (5) | 25 | 市民活動へ参加しやすい社会 |
| 32 | 基 | 35 | 安全安心な生活道路 |
| 31 | 基 | 36 | 農林水産業の生産基盤整備 |

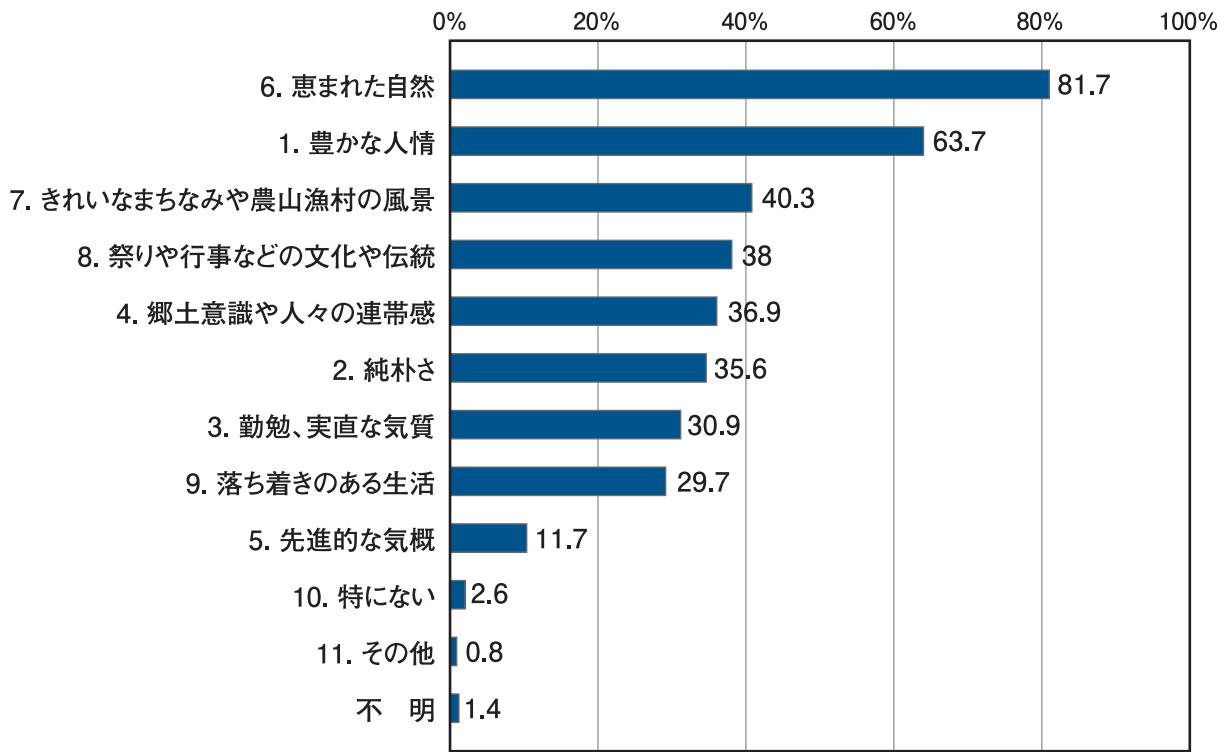
設問

日々の生活の中で、どのようなことを大切にしているか。(複数回答可)



設問

岩手県のよいところとして、これから先もずっと大切にしていきたいと思うのは何ですか。(複数回答可)



*項目は設問文を省略して記載している。

*項目は設問文を省略して記載している。

資料4 文化芸術振興に関する意識調査結果の概要

この調査結果は、県教育委員会が市町村及び文化芸術団体を対象に行ったアンケート調査の概要を取りまとめたものです。

| | | |
|------|-------|---------------------|
| 調査設計 | 調査地域 | 岩手県内 |
| | 調査対象 | 市町村及び芸術文化団体・民俗芸能団体等 |
| | 標本数 | 148団体 |
| | 調査方法 | 調査紙郵送法 |
| | 調査時期 | 平成19年7月 |
| | 調査主体 | 岩手県教育委員会 |
| 回収結果 | 有効回答数 | 110団体 |
| | 有効回収率 | 74.3% |

1 本県の文化芸術全般における満足状況

| 設問 | 本県の文化芸術についてお聞きします。 本県の文化芸術全般の状況について、県民または地域住民が満足できる状況にあると感じていますか。感じているものに近いものを1つだけ選び、その番号に○をつけて下さい。 (市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。) | |
|----|--|-----------|
| | ① 満足できる状態 | ④ やや不満な状態 |
| | ② やや満足できる状態 | ⑤ 不満な状態 |
| | ③ どちらともいえない | ⑥ わからない |

| 満足度 | 割合 |
|-----------|-------|
| 満足 | 10.0% |
| やや満足 | 5.0% |
| どちらともいえない | 15.0% |
| やや不満 | 15.0% |
| 不満 | 30.0% |
| わからない | 5.0% |
| 無回答 | 20.0% |

2 本県の文化芸術全般における満足な点・不満な点

設問

次に、「満足」又は「不満」と感じている点についてお聞きします。

満足又は不満を感じている主な要因には、どのようなものがあげられますか。
(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)

- a) 満足と感じている主な要因(今後も継続的に行う必要がある点はどのようなものですか。)
- b) 不満と感じている要因(今後、重点的に行う必要がある点はどのようなものですか。)

2-① 満足と感じている主な要因(今後も継続的に行う必要がある点)

| | |
|--------|--|
| 行政について | ◆岩手芸術祭・民俗芸能フェスティバルの開催 |
| | ◆岩手県青少年劇場(本公演、小公演)の開催・実施 |
| | ◆関係機関、関係団体の連携が比較的順調(県及び岩手県芸文協の活動がしっかりとされている)。一定の成果がでている。今後も連携を強化すべき。 |
| | ◆財政的助成が行われている |
| | ◆活動が広報されている |
| 環境について | ◆情報提供が充実している |
| | ◆指定管理者制度導入で公立文化施設がサービス向上している |
| | ◆県内各地に施設整備・利用施設が充実している |
| | ◆発表機会や鑑賞機会がある |
| | ◆住民の意見で満足度が高い |
| 団体について | ◆活動が充実している |
| | ◆地域での活動が評価(理解)され、盛んである |
| その他として | ◆特別の問題(批判)がないから |

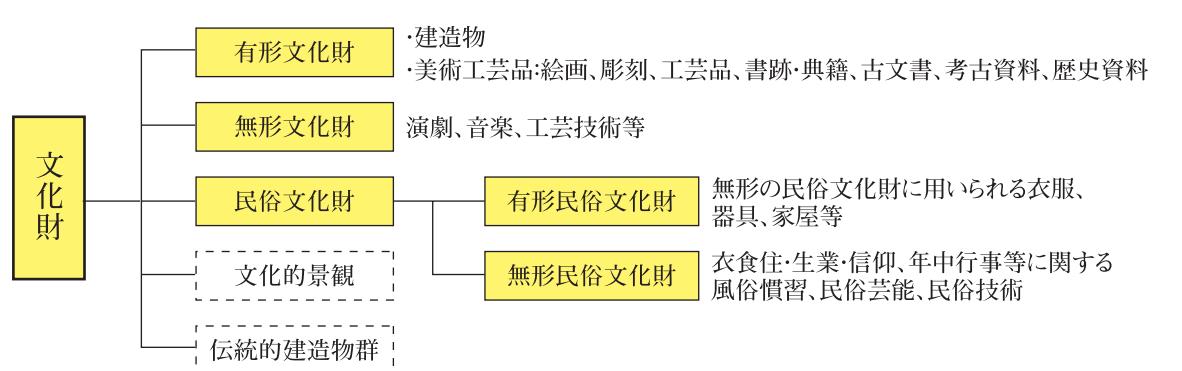
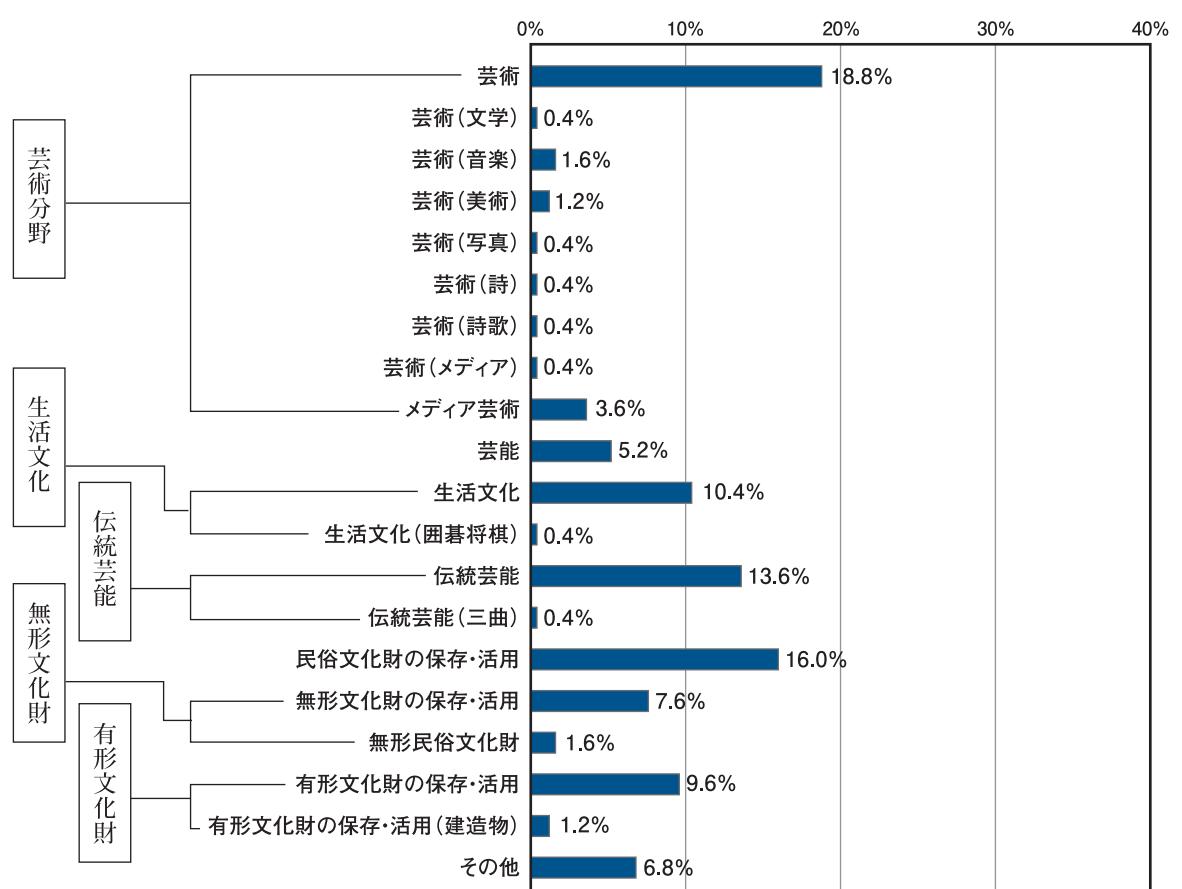
2-② 不満と感じている主な要因(今後重点的に行う必要がある点)

| | |
|--------|--|
| 行政について | ◆岩手芸術祭の開催のありかたに不満 |
| | ◆県として文化芸術振興に力を入れていることが伝わってこない |
| | ◆行政の取り組み(団体へのサポート含む)が不十分 |
| | ◆行政の中で予算措置が厳しい状況にあること(市町村) |
| | ◆校長の裁量により学校での支援・取り組みの度合いが著しく異なる |
| | ◆財政的助成が不十分 |
| | ◆行政の文化芸術振興は参加・鑑賞から育成・創造へ転換すべき |
| 環境について | ◆情報交換及び共有化ができていない |
| | ◆指定管理者制度導入で公立文化施設の地元団体への配慮の融通が利かなくなっている |
| | ◆施設整備が不足(会場確保が困難含む)・バランスに偏りがある |
| | ◆発表機会や鑑賞機会が不足、機会が不均等 |
| 団体について | ◆地域による格差が大きい |
| | ◆会員の老齢化や後継者不足、後継者育成が難しい(若い世代を取り込む体制ができていない) |
| | ◆県出資団体は盛岡以外の地区でもイベント実施してほしい |
| | ◆文化振興基金助成について、助成時期などの見直しができないか |
| | ◆専門的に理解・評価できる体制作りが必要 |
| | ◆県レベルの組織がない分野があるのでつくるべき |
| | ◆団体の財政基盤強化が必要 |
| その他として | ◆自治体から助成を受けて活動している団体は、行政に経理ばかりでなく企画運営も依存していることが多く、ロックごとの組織化など体质強化が必要 |
| | ◆民俗文化をもっと大切にしてもらいたい |
| | ◆鑑賞コストが高い |
| | ◆全国的にアピールできるものが少ない |

3 文化芸術振興のために重点的に施策推進すべき分野

設問 本県の文化芸術振興を図るために、どのような分野を重点的に推進したほうが良いと思いますか。重点的に施策を推進したほうが良いと思われる分野を、5分野まで挙げてください。また、具体的な方法や手段等がある場合は記載してください。(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)

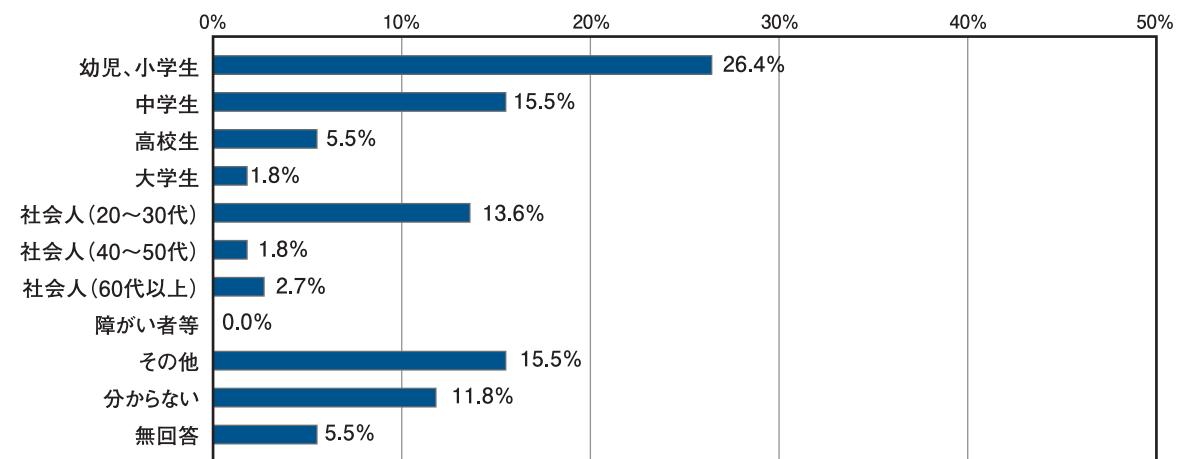
A 芸術:文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
 B メディア芸術:映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
 C 伝統芸能:雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
 D 芸能:講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能(伝統芸能を除く。)
 E 生活文化:茶道、華道、書道、その他の生活に係る文化
 F 国民娯楽:囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
 G 有形文化財の保存、活用:建造物、美術工芸品
 H 無形文化財の保存、活用:演劇、音楽、工芸技術等
 I 民俗文化財の保存、活用:有形の民俗文化財、無形の民俗文化財
 J その他



4 文化芸術振興のために重点的に推進すべき対象年代等

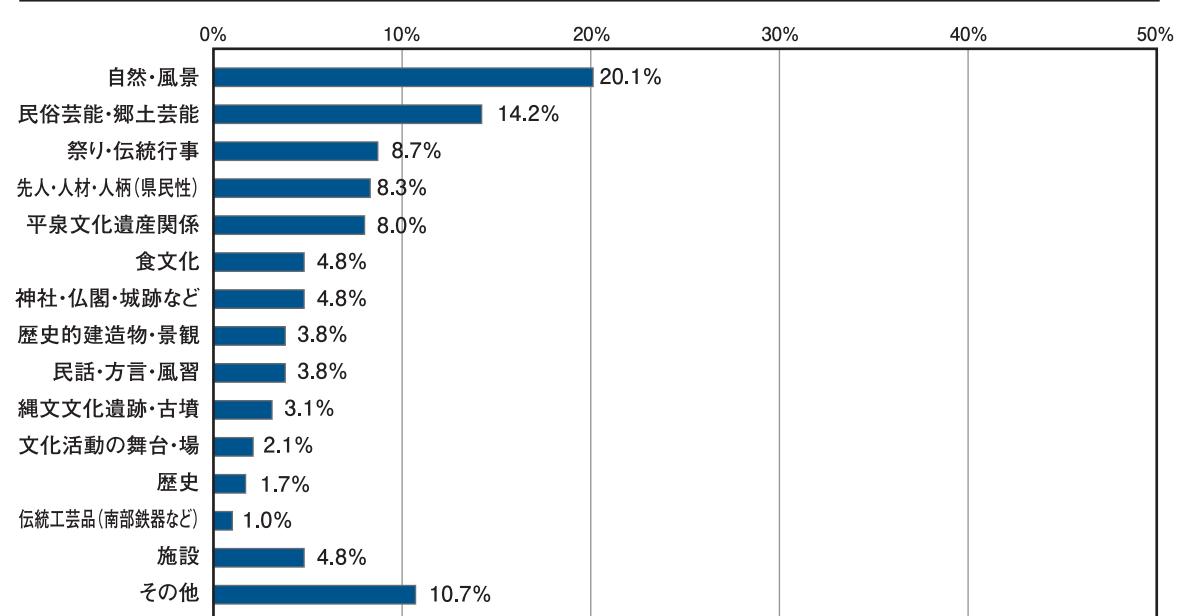
設問 本県の文化芸術振興について、重点的に推進する場合はどのような年代等を対象としたほうが良いと思いますか。該当する番号に○をつけてください。(○は1つ) また、その理由を回答欄にご記入ください。(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)

① 幼児、小学生 ④ 大学生 ⑦ 社会人(60歳代以上)
 ② 中学生 ⑤ 社会人(20~30歳代) ⑧ 障がい者等
 ③ 高校生 ⑥ 社会人(40~50歳代) ⑨ その他



5 「岩手らしさ」を代表すると思われるもの

設問 貴市町村又は貴団体が所在する市町村において、「岩手らしさ」を代表すると思われるもの、世界的にあるいは全国的に知名度があり本県をアピールするうえで有効と思われるもの、自然景観・風習・生活習慣等で本県固有のものにはどのようなものがありますか。(国内外にアピール可能な優れた文化等資源の趣旨です。よって、文化芸術のほか農林水産商工業等全ての分野を対象として記入してください。数の制限なし。) (市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)



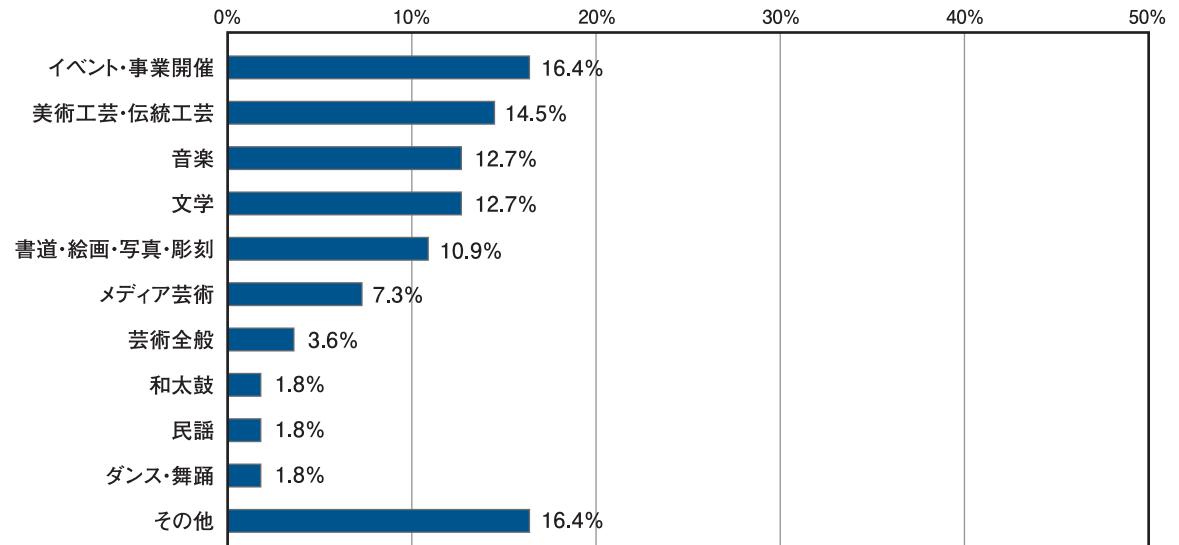
6-1 地域の活性化のために活用できるもの(芸術分野)

設問

今日は、文化芸術の持つ、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力、すなわち「文化力」が国の力であるということが世界的にも認知され、文化芸術が経済活動においても新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっております。

地域の活性化のために、文化芸術のうち芸術分野で活用できると思われるものは何ですか。

(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)



6-3 地域の活性化のために活用できるもの(芸術分野・文化財以外)

設問

今日は、文化芸術の持つ、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力、すなわち「文化力」が国の力であるということが世界的にも認知され、文化芸術が経済活動においても新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっております。

地域の活性化のために、芸術分野や文化財以外で活用できると思われるものは何ですか。

(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)

| | |
|--|---|
| ◆生活文化 | 各地域の食文化などの紹介(県北のせんべい汁、ソバハット、閉伊のアズキパット)ほか |
| ◆民芸品 | 郷土に伝わる民具の商品化 |
| ◆歴史・風土で培われた本県固有の地域文化の継承と史跡・名勝・遺跡を生かしたまちづくり | 長い歴史や自然、風土の中で培われてきた平泉文化を始め、舞や神楽等の民俗芸能、鉄器や漆器等の伝統工芸など、本県には優れた固有の地域文化が数多く継承されており、保存、伝承活動や新たな創作活動等を通じて地域活性化に資するものと考えられる。 地域の歴史的由来のある史跡や名勝、数多く残されている縄文遺跡等を生かした街づくりなどの活動は地域の活性化に繋がるものと考えられ、また地域の文化施設等においては岩手が輩出した文学や美術等作家の作品の展示活動や交流活動等が行われており、活性化に寄与しているものと考えられる。 |
| ◆南部杜氏の里「酒の唄全国大会」 | |
| ◆花巻ことば集「せきざくら」 | |
| ◆奥中山高原スキー場 | |

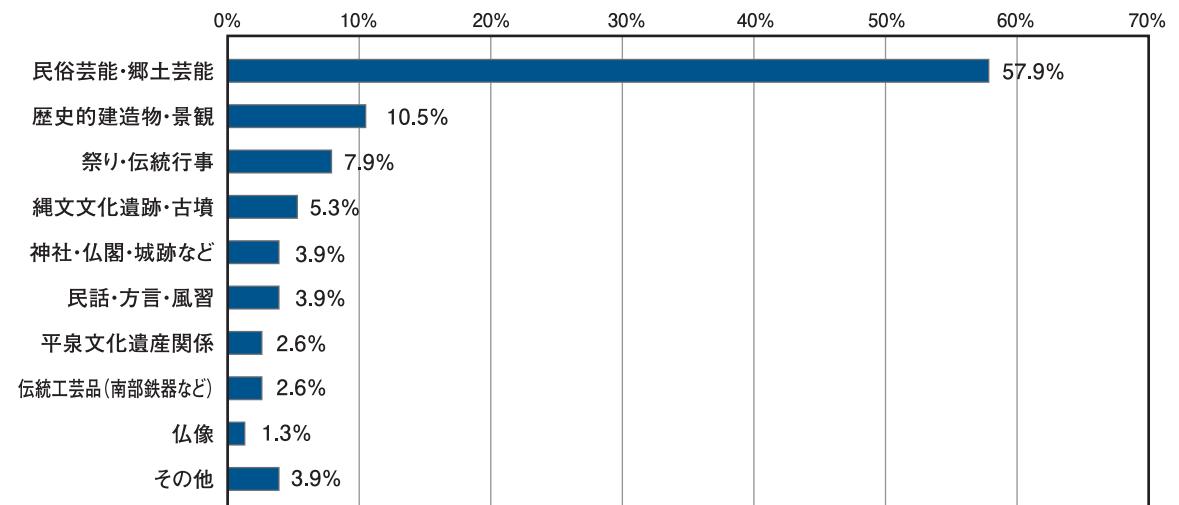
6-2 地域の活性化のために活用できるもの(文化財)

設問

今日は、文化芸術の持つ、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力、すなわち「文化力」が国の力であるということが世界的にも認知され、文化芸術が経済活動においても新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっております。

地域の活性化のために、文化財(便宜上ここでは民俗芸能なども文化財として区分。)で活用できると思われるものは何ですか。

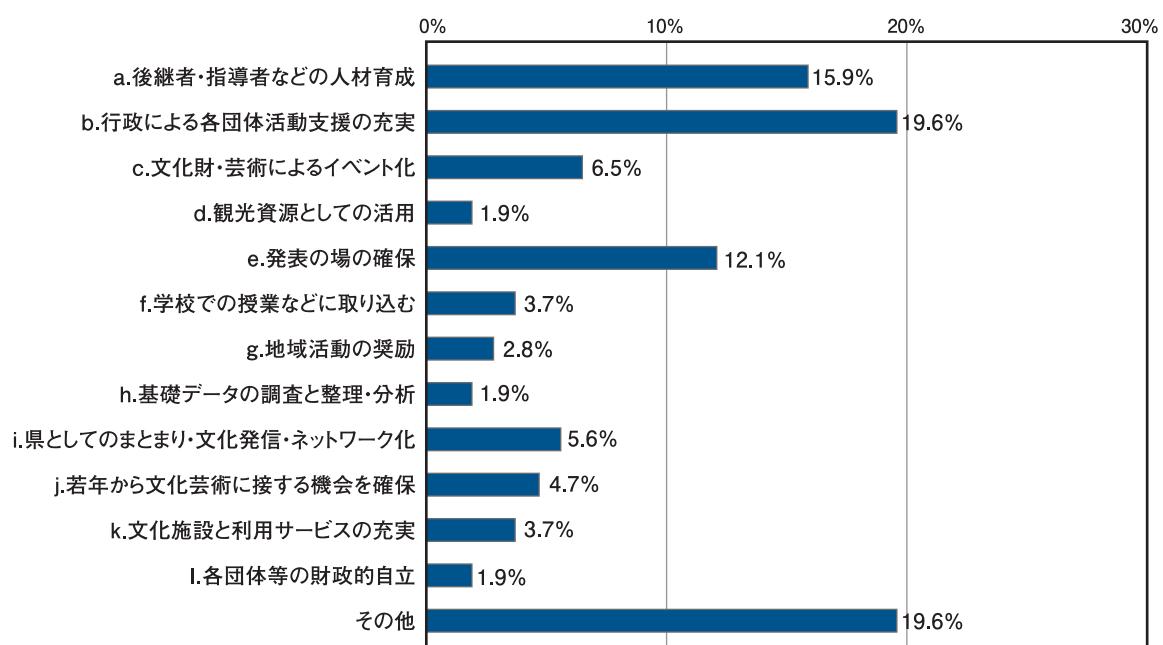
(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)



7 文化芸術を活用した地域活性化のために必要なもの

設問

地域の活性化のために、文化芸術(民俗芸能などの文化財を含む。)を活用するためには、どのようなことが必要であると思いますか。次の欄にご記入ください。
(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)



8-1 文化芸術振興の上で、県が果たすべき役割

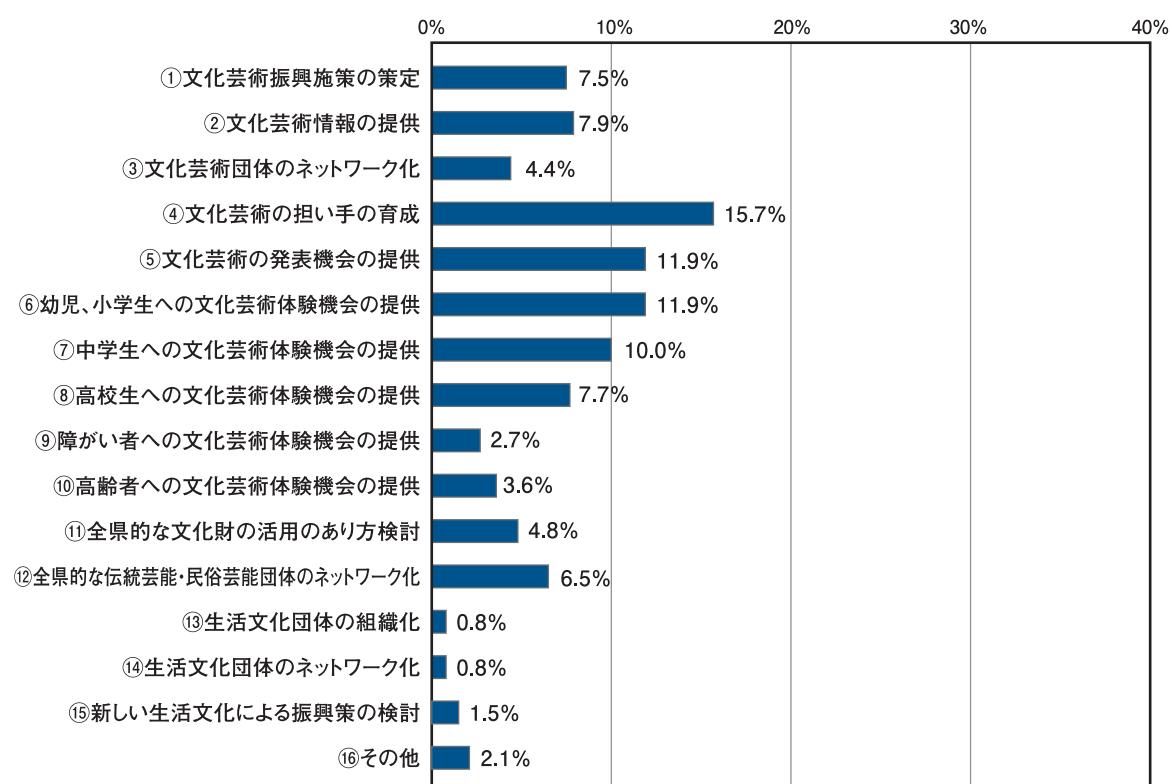
設問 文化芸術を振興するためには、文化芸術を行う者の創造性が充分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮しながら、国、県、市町村、文化芸術団体、県民が、それぞれの立場で役割を果たしながら振興していくことが望ましいとされております。

今後、文化芸術を振興するうえで、県が果たすべき役割には、どのようなものがあるか、お聞きします。

優先的に取組む必要があると思われるものを選んで下さい。(複数回答可)また、「その他」の場合は、欄に具体的な内容を記入ください。

(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ① 文化芸術振興施策の策定 | ⑨ 障がい者等への文化芸術体験機会の提供 |
| ② 文化芸術情報の提供 | ⑩ 高齢者への文化芸術体験機会の提供 |
| ③ 文化芸術団体のネットワーク化 | ⑪ 全県的な文化財の活用のあり方検討 |
| ④ 文化芸術の担い手の育成 | ⑫ 全県的な伝統芸能・民俗芸能団体のネットワーク化 |
| ⑤ 文化芸術の発表機会の提供 | ⑬ 生活文化団体の組織化 |
| ⑥ 幼児、小学生への文化芸術体験機会の提供 | ⑭ 生活文化団体のネットワーク化 |
| ⑦ 中学生への文化芸術体験機会の提供 | ⑮ 新しい生活文化による振興策の検討 |
| ⑧ 高校生への文化芸術体験機会の提供 | ⑯ その他 |



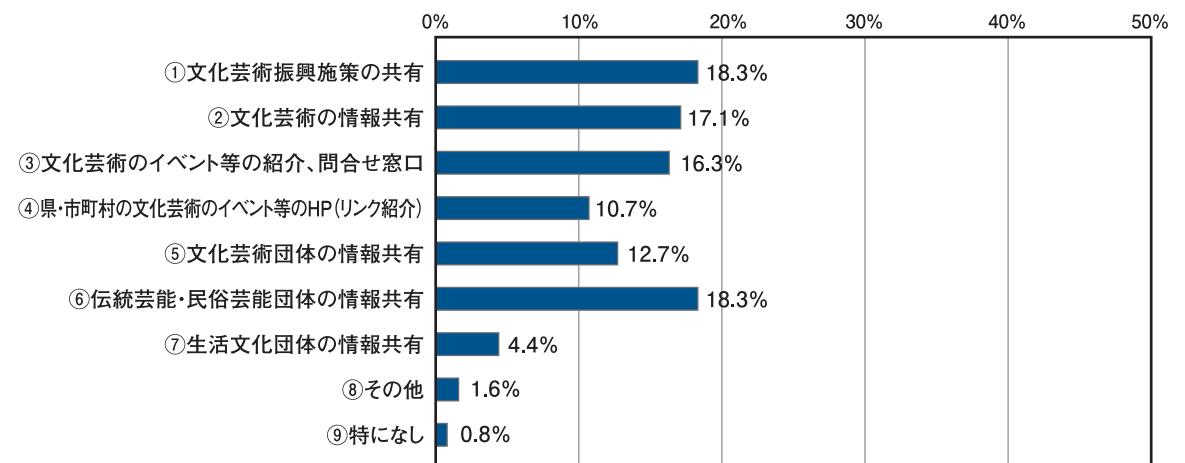
8-2 文化芸術振興の上で、県と市町村の連携で優先的に取組む必要があるもの

設問 文化芸術を振興するため、県と市町村の連携で今後特に必要と思われるものはどのようなものがありますか。

優先的に取組む必要があると思われる番号に○をつけて下さい。(複数回答可)
「その他」の場合は、欄に具体的な内容を記入ください。

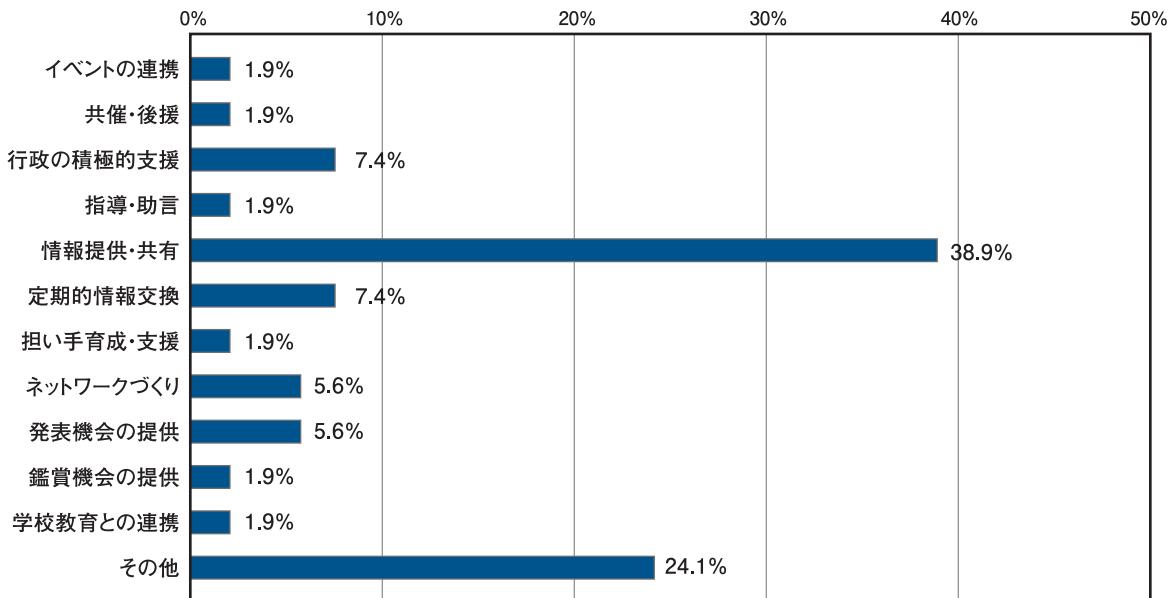
(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)

- ① 文化芸術振興施策の共有
- ② 文化芸術の情報共有
- ③ 文化芸術のイベント等の紹介、問合せ窓口
- ④ 県・市町村の文化芸術のイベント等のHP(リンク紹介)
- ⑤ 文化芸術団体の情報共有
- ⑥ 伝統芸能・民俗芸能団体の情報共有
- ⑦ 生活文化団体の情報共有
- ⑧ その他
- ⑨ 特に必要なし



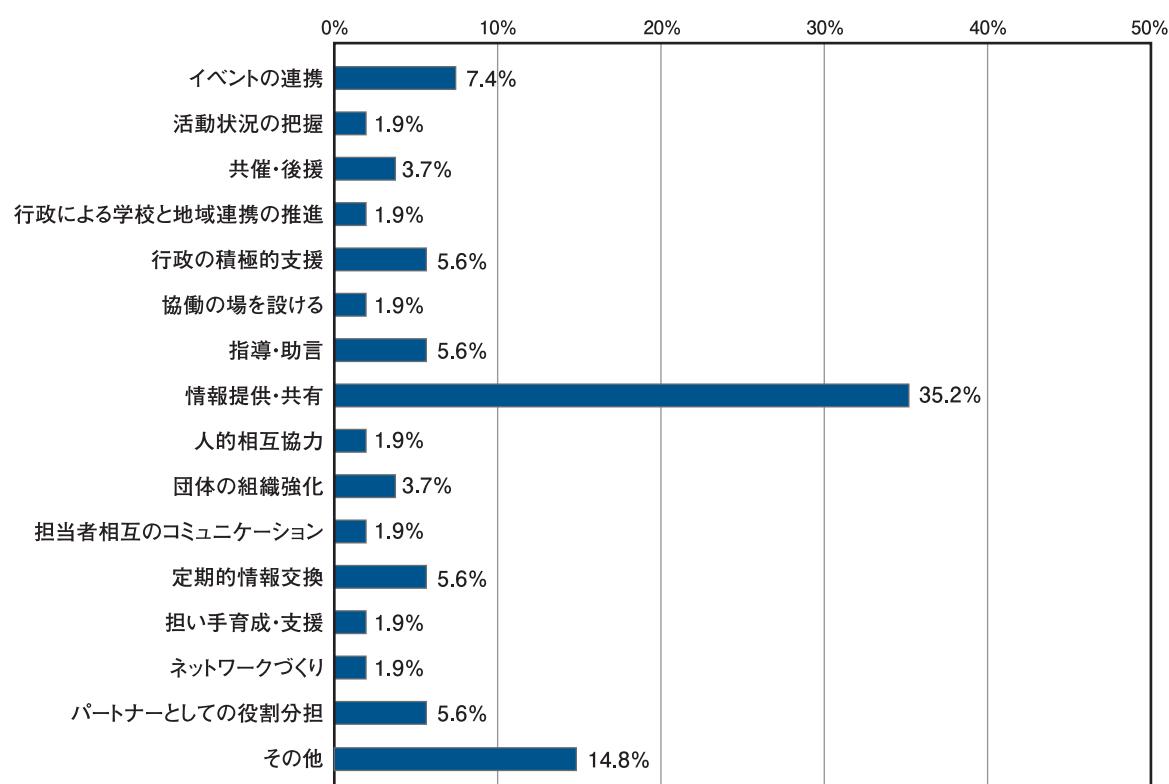
9-1 県又は市町村と文化芸術団体の連携

設問 県又は市町村と文化芸術団体の連携で、特に必要と思われるものはどのようなものがありますか。次の欄に自由にご記入ください。
(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)



9-2 県・市町村と文化芸術団体の連携

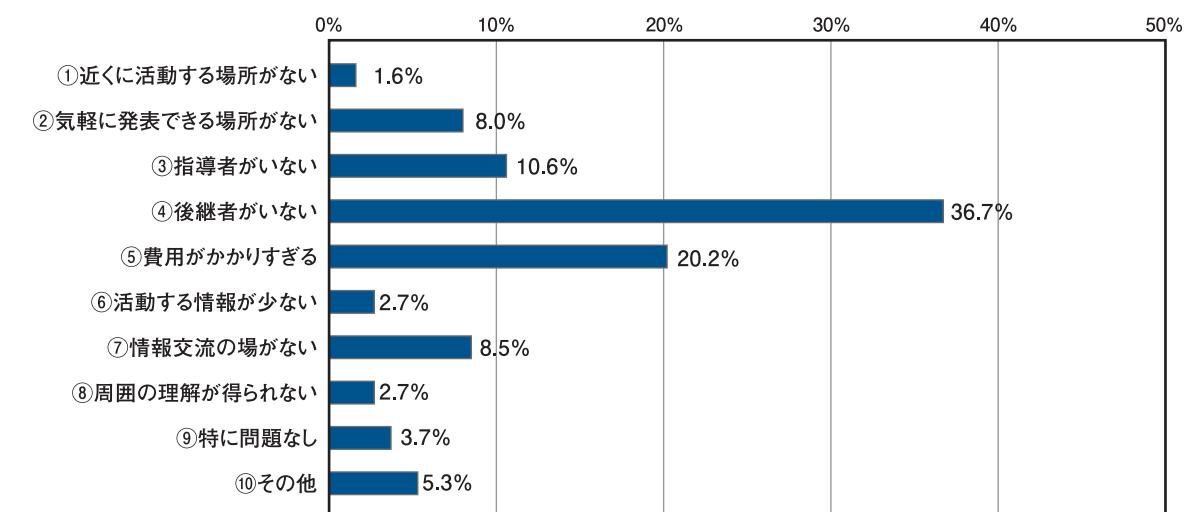
設問 県・市町村と文化芸術団体の連携で、特に必要と思われるものはどのようなものがありますか。次の欄に自由にご記入ください。
(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします。)



10 文化芸術活動を行う上で問題

設問 次に、文化芸術活動などを行う上で問題となったこと、お困りになったことはありますか。優先度の高いものから2つ(⑨の場合は1つ)だけ選び、その番号に○をつけて下さい。
(市町村、文化芸術団体ともに、それぞれの立場で回答をお願いします)

- ① 近くに活動する場所がない。
- ② 気軽に発表できる場所がない。
- ③ 指導者がいない。
- ④ 後継者がいない。
- ⑤ 費用がかかりすぎる。
- ⑥ 活動する情報が少ない。
- ⑦ 情報交流の場が少ない。
- ⑧ 周囲の理解が得られない。
- ⑨ 特に問題なし。
- ⑩ その他



資料5 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

任期:平成20年5月1日～平成22年4月30日

| 職 | 氏名 | 所属・役職等 |
|-----|---------|------------------------------|
| 会長 | 佐々木 民夫 | 岩手県立大学副学長 |
| 副会長 | 大矢 邦宣 | 盛岡大学文学部教授 |
| 委員 | 池田 克典 | 盛岡市副市長 |
| | 加藤 祐子 | 盛岡スコレ高等学校教諭(画家) |
| | 黒岩 幸子 | 岩手県立大学共通教育センター准教授 |
| | 酒井 彌生 | 岩手県立大学盛岡短期大学部准教授 |
| | 柴田 和子 | 岩手県芸術文化協会副会長 |
| | そのだ つくし | マンガ家 |
| | 武田 牧雄 | (財)岩手県文化振興事業団理事長 |
| | 谷 藤 和彦 | (株)岩手日報社取締役事業局長 |
| | 全 龍福 | 漆芸家 |
| | 畠中 美耶子 | (株)パネット代表取締役 |
| | 平館 良孝 | 山屋田植踊保存会会长 岩手県民俗芸能団体協議会会长 |
| | 三宅 諭 | 岩手大学農学部講師 |
| | 山本 玲子 | (財)石川啄木記念館学芸員 |
| | 吉丸 蓉子 | 盛岡市教育委員 |

※委員は五十音順に掲載

資料6 岩手県文化芸術振興審議会における指針審議経過

| 年月日 | 主な審議経過 | 主な審議事項等 |
|-------------|-------------------|--|
| 平成20年5月12日 | 第1回審議会 | ・知事から文化芸術振興指針の策定を審議会に諮問 ・本県の文化芸術の現状分析・把握について ・指針の基本的な構成について |
| 6月6日 | 第2回審議会 | ・指針の対象とする期間の設定について ・各分野における理想的な状態について ・各分野における指針の目標について |
| 6月18日～7月23日 | 市町村担当者との意見交換会 | ・県内7会場において、文化芸術振興指針策定にかかる市町村担当者との意見交換を実施 |
| 6月21日～6月23日 | 芸術文化団体等との意見交換会 | ・芸術文化団体33団体と文化芸術振興指針策定にかかる意見交換を実施 |
| 7月30日 | 第3回審議会 | ・各分野の施策の方向性について ・パブリック・コメントに付す指針案の検討 |
| 9月5日～10月6日 | 指針案 パブリック・コメント | ・文化芸術振興指針案に対するパブリック・コメントを実施 ・岩手芸術祭会場等において、文化振興指針案に対する意見を募集(1,427人にリーフレット配布) |
| 9月5日～9月11日 | 地域説明会 | ・県内10会場において、文化芸術振興指針案について地域説明会を実施(132人参加) |
| 9月19日 | 第4回審議会 | ・パブリック・コメント意見の中間報告 ・県民の意見の文化芸術振興指針案への反映について ・文化芸術振興に係る関係各者の役割分担について |
| 10月27日 | 第5回審議会 | ・県民の意見の反映について ・文化振興指針案のとりまとめ ・知事に文化芸術振興指針案を答申 |

資料7 指針策定に当たっての意見募集結果

本指針案の策定に当たり、県民及び事業者並びに市町村等への周知を図るとともに、広く意見を聞き、策定の参考とするため、パブリック・コメント等により意見の募集を行った。

1 実施期間

平成20年9月5日から10月6日まで

2 実施方法

- (1) 各地区行政資料センター・行政情報サブセンターへの指針案文の配架(県内10箇所)
- (2) 岩手県民会館等の文化施設への指針案文・概要リーフレットの配架(県内3箇所)
- (3) 岩手県ホームページへの指針案文・概要資料の掲載
- (4) マスメディアによる意見募集の周知
- (5) 地域説明会の開催による指針案文の説明(県内10箇所)
- (6) 岩手芸術祭会場等における概要リーフレットの配布・指針案文の展示(4会場)

3 実施結果

- (1) 指針案文・意見募集周知実績(マスメディアによる広報分を除く。)

| 区分 | 周知実績 |
|-------------|--------|
| 地域説明会参加者数 | 132人 |
| 概要リーフレット配布数 | 1,427人 |
| 計 | 1,559人 |

- (2) 寄せられた意見の実績

文化芸術振興指針案の策定に当たって寄せられた意見の件数は次のとおりであり、その内容を審議会において審議の上、指針案策定の参考とした。

| 区分 | 意見実績 |
|-----------------|------|
| 直接指針案に関する意見 | 99件 |
| 文化芸術振興全般に関する意見等 | 59件 |
| 計 | 158件 |

岩手県文化芸術振興指針

～豊かさを感じ伝える國“いわて”～

平成20年12月

岩手県地域振興部

写真提供: (財)岩手県観光協会、(財)盛岡観光コンベンション協会